

令和7年度（2025年4月～2026年3月）

保育所・こども園等利用案内 （2号・3号認定児用）

この案内には、保育所・こども園等の保育利用の手続きや必要書類、保育サービスなどについて記載しています。利用申込をされる方は、よくお読みになったうえで手続きをしてください。

また、入所(園)後の手続きについても記載していますので、利用申込後も令和7年度内はお手元で保管してください。

【申込受付期間】

◇令和7年4月1日入所(園)

一次募集：令和6年11月1日(金)～11月15日(金)

二次募集：一次募集締切後～令和7年1月31日(金)

◇途中入所(園)（5月以降入所）

入所(園)希望月の前々月の1日～15日まで

（15日が土曜日、日曜日、祝日の場合は直前の平日）

【受付場所】

教育委員会事務局保育未来課 または 金光・寄島総合支所

—— 浅口市教育委員会事務局保育未来課 ——
〒719-0243 浅口市鴨方町鴨方 2244 番地 2
（浅口市中央公民館内）
TEL 0865-44-7011／FAX 0865-44-7602

目 次

浅口市内にある施設の種類について	P.1
1. 保育所やこども園を利用するためには（教育・保育給付認定申請）	P.2～4
2. 施設の選択	P.5
3. 市内で保育利用のできる施設	P.5～6
4. 保育所・こども園利用までの流れ	P.7～9
5. 申込手続きについて	P.10～15
6. 利用調整について	P.16
7. 保育料等について	P.16～19
8. 広域入所について	P.19～20
9. 幼稚園・こども園（教育部分）について（1号認定）	P.21
10. その他	P.22～24
・ 保育利用調整基準点数表等	P.25～29
・ 令和6年度保育料簡易一覧表(参考)	P.30
・ 浅口市保育所・こども園等位置図	P.31
・ 施設情報 保育所・こども園(2号認定・3号認定)	P.32～43
・ その他保育サービスについて	P.44
11. 記入例	P.45～49
12. メモ欄	P.50

【浅口市内にある施設の種類】

保育施設・事業	施設・事業概要
幼稚園 (公立)	3歳児から小学校就学前までの子どもに、生活や遊びを通して幼児教育を行う施設です。幼児教育のみを受ける子どもをお預かりします。就労等の理由で、教育標準時間を超える保育を希望される方のために、預かり保育を実施しています。
保育所 (私立・公立)	保護者の就労や疾病等の理由で、保育を必要とする0歳児から小学校就学前までの子どもをお預かりし、保育する施設です。
認定こども園 (私立・公立)	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。満3歳児または3歳児以上の子どもに、幼児教育を提供する幼児教育部分と、保育が必要な子どもに、家庭に代わって保育を実施する保育部分を備えています。 幼児教育のみを利用する子どもと、保育が必要な子ども両方が在籍しています。
小規模保育事業 (地域型保育事業) (私立)	保護者の就労や疾病等の理由で、保育を必要とする0歳児から2歳児までの子どもをお預かりし、保育する施設です。

1. 保育所やこども園を利用するためには(教育・保育給付認定申請)

新制度の対象となる保育所や幼稚園、こども園等の利用を希望する場合は、保育の必要性の有無や保育の必要量について、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。市から教育・保育給付認定の内容を記載した「教育・保育給付認定決定通知書」を送付します。なお、支給認定証の交付を希望される場合は「教育・保育給付認定証交付申請書」を提出してください。

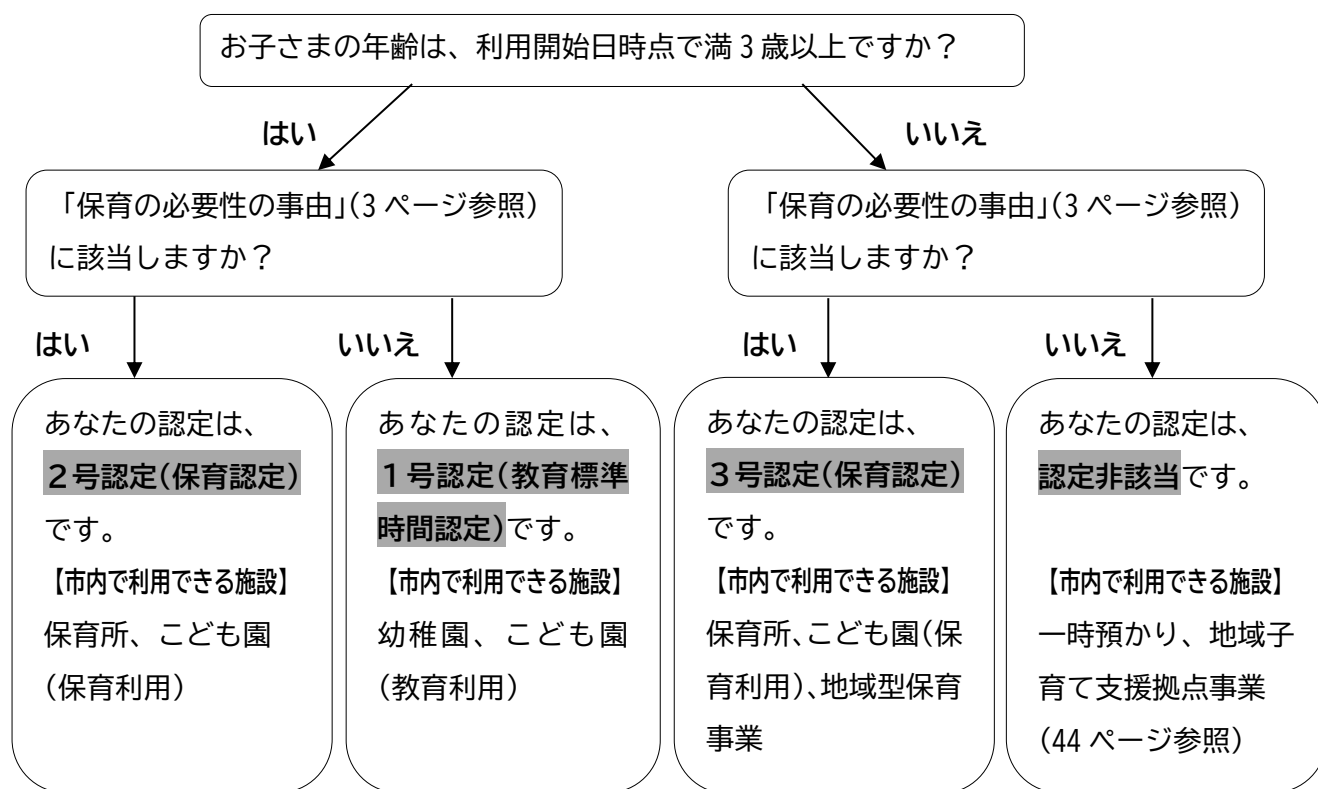
また、現在、保育所・こども園等を利用中で教育・保育給付認定を受けている方も保育の必要性の事由に該当していることの確認等のため、毎年「現況届」の提出が必要です。

(1)教育・保育給付認定の区分

教育・保育給付認定には、次の3つの区分があり区分に応じて施設などの利用先が決まります。

認定区分	対象となる児童（年齢・教育/保育の別）		利用できる施設や事業
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	「教育」を希望する場合	幼稚園、認定こども園（教育利用）
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	「保育の必要性の事由」 (3ページ参照)に該当し、 「保育」を希望する場合	認可保育所、認定こども園（保育利用）
3号認定 (保育認定)	満3歳未満		認可保育所、認定こども園（保育利用）、 地域型保育事業

【参考:支給認定フロー図】 ※ 施設によって、受入れ年齢に違いがあります。



(2)保育の必要性の事由

保育所やこども園等を利用するためには、保護者(父母等)が次の「保育の必要性の事由」のいずれかに該当することが必要です。

保育の必要性の事由（保護者の状況）		保育利用できる期間
就労	1か月に48時間以上労働していることを常態とする場合(※1日4時間以上かつ週3日以上)	就労を継続している期間
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がない場合	出産予定日の8週間前の日の属する月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の末日まで
保護者の疾病・負傷・障害	保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合	教育委員会が必要と認める期間
同居親族等の介護・看護	同居の親族等(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している場合	教育委員会が必要と認める期間
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合	教育委員会が必要と認める期間
求職活動(起業準備を含む)	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合	3か月間
就学	日中、就学・技能修得等のため、保育することができない場合	卒業予定日が属する月の末日まで
虐待・DV	児童虐待やDVのおそれがある場合	教育委員会が必要と認める期間
育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合	教育委員会が必要と認める期間
その他	その他、上記に類する状態として市が認める場合	教育委員会が必要と認める期間

※ 求職活動(求職中)の方は、**入所(園)後3か月以内に就労証明書等を提出**していただくことが要件となり、**提出のない場合は、退所(園)**となります。

※ 育児休業明け(職場復帰)による新規入所は、「就労」の事由でお申込みください。復職予定月の前月から利用が可能です。なお、**復帰後1か月以内に再度「就労証明書」の提出が必要**です。

※ 年度途中で退職や育児休業取得等により、家庭保育が可能になる場合は、原則退所(園)となります。ただし、育児休業を取得する場合であっても、希望により、出産日から起算して1年を経過する日の属する月の末日まで(例：R6.5.16 出産の場合、R7.5.31 まで)継続利用が可能です。ただし、当該育児休業の対象となる子どもが保育所・認定こども園又は地域型保育事業等(以下「保育所等」という。)の利用申込をしたにもかかわらず、利用できる保育所等がないときは、当該年度の3月末日まで継続利用が可能となります。なお、3歳児から5歳児は、小学校就学の始期

に達するまでの間、継続利用が可能です。いずれも、育児休業取得期間の記載のある就労証明書の提出が必要です。

(3)保育の必要量(施設の利用時間)

保育の必要量(利用時間)の認定は、保護者の保育の必要性の事由や就労時間等により「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の2つに区分され、それぞれ保育利用可能時間と利用者負担額(保育料)が異なります。

保育の必要量	利用可能な保育時間	認定の目安
保育標準時間	1日の通常保育時間帯の中で、 最大 11 時間 利用が可能	就労時間が週 30 時間以上、かつ月 120 時間以上の方、「妊娠・出産」事由の方等
保育短時間	1日の通常保育時間帯の中で、 最大 8 時間 利用が可能	就労時間が月に 48 時間以上 120 時間未満の方、「求職活動」「育児休業」事由の方等

※ 1日の通常保育時間帯は園により異なる場合があります。(施設情報 32 ページ以降参照)

※ 「保育標準時間」認定が可能な場合でも、「保育短時間」認定を希望される場合は、「保育短時間」として認定します。

※ 就労時間等から「保育短時間」認定となる場合でも、就労時間帯や通勤時間等を考慮し、「保育標準時間」認定とする場合があります。

※ 保育所等は、就労等の理由で「保育を必要とする時間」のみ、保護者に代わって保育する施設ですので、認定された保育の必要量の範囲内で、就労や通勤等で子どもを保育できない日や時間に、必要な範囲で利用するものです。実際の利用時間は、就労時間等の状況により各保育所等と話し合いの上、決めていただくことになります。買い物やリフレッシュ等、保護者の私的な用事で保育することはできません。

【保育必要量(施設の利用時間)のイメージ】

○通常開所時間・・・7:00～19:00				
基本保育時間(標準)・・・7:00～18:00 の施設の場合				
保育標準時間	利用可能な時間帯(11 時間)			延長保育 (有料)
	7:00	8:00	16:00	18:00 19:00
基本保育時間(短時間)・・・8:00～16:00 の施設の場合				
保育短時間	延長保育 (有料)	利用可能な時間帯(8 時間)		延長保育 (有料) 延長保育 (有料)
※ 「基本保育時間」は、施設が定めます。32 ページからの施設情報を参考にしてください。				
※ 利用可能な時間帯以外の時間帯に利用する場合は、延長保育料が発生します。				

2. 施設の選択（※必ず見学をしてください）

(1) 施設の見学

保育所等は、大切なお子さんをお預かりし、お子さんが日中を過ごす場所です。希望の施設を決めるにあたり、実際に通える範囲であるか、希望する保育環境であるかなど、必ず保護者ご自身の目で確認してください。申込者数が、保育所・こども園等での受入れ可能な人数を上回った場合、利用調整を行います。第1希望の施設に入所(園)できるとは限りませんので、第2希望以下の施設についても見学等を行ったうえで決めてください。なお、見学の際は、事前に保育所等へ電話等で連絡してください。

(2) 特別な配慮を要するお子さんやアレルギーのあるお子さんについて

各保育所・こども園等において、特性や障がい、アレルギー等のために特別な配慮を要するお子さんの受入れに取り組んでおりますが、特性や障がい、アレルギーの程度、保育士等の配置状況等によっては、受入れができない場合があります。利用の申込みにあたっては、かかりつけ医に保育所・こども園等での集団保育が可能であるか確認してください。(利用にあたり、主治医の意見書をいただく場合があります。)

また、希望の施設には必ず見学へ行き、お子さんの状態について説明をしていただき、施設での受入れが可能であるかどうか確認してください。なお、食物アレルギーのあるお子さんについて、症状によってはお弁当の持参をお願いする場合があります。

3. 市内で保育利用のできる施設

保育を必要とするお子さんを預けることのできる市内の施設は、次のとおりです。保育認定(2号・3号認定)による利用は、「下の子に手がかかるので、上の子だけ預けたい」、「集団生活に慣れさせたい」、「同年齢の友達と遊ばせたい」などの理由では利用できません。

(1) クラス年齢について

令和7年度のクラス年齢は、次のとおりです。(※年度途中入所(園)の場合も同様)

クラス年齢	生年月日
0歳児クラス	令和 6年4月2日～
1歳児クラス	令和 5年4月2日～令和 6年4月1日
2歳児クラス	令和 4年4月2日～令和 5年4月1日
3歳児クラス	令和 3年4月2日～令和 4年4月1日
4歳児クラス	令和 2年4月2日～令和 3年4月1日
5歳児クラス	平成31年4月2日～令和 2年4月1日

(2)市内で保育利用のできる施設

R6.10.1 現在

種別	公私	施設名	所在地	電話番号	定員 (人)	開所時間	利用可能年齢
保育所	私立	三和保育園	金光町占見 1001-1	42-3459	140	7:00～ 19:00	生後 57 日～ 就学前
		敬親保育園	金光町佐方 1581	42-3017	90		
		敬親かもがた保育園	鴨方町鴨方 136-1	45-8315	90		
	公立	竜南保育園	寄島町 3203-1	54-2601	45		生後 3 か月～ 就学前
こども園	私立	金光学園こども園	金光町大谷 499-1	42-2107	70 (130) ^{※1}		生後 6 か月～ 就学前
		浅口はちまん 認定こども園	鴨方町鴨方 1540-1	54-0200	77 (90) ^{※1}		生後 57 日～ 就学前
		聖華こども園	鴨方町六条院中 2347-1	45-8400	70 (77) ^{※1}		
	公立	六条院こども園	鴨方町六条院中 2072	44-2376	80 (165) ^{※1}		3 歳 ^{※2} ～ 就学前
		寄島こども園	寄島町 16089-4	54-3925	97 (142) ^{※1}		生後 3 か月～ 就学前
小規模 保育施設	私立	金光学園乳児保育園	金光町大谷 451	42-2107	12	8:00～ 18:00	生後 6 か月～
		浅口はちまん小規模 保育園	鴨方町鴨方 1542-1	54-0033	12		2 歳児

※1 上段は、2 号認定・3 号認定（保育利用）の定員、（ ）内は 1 号認定（教育利用）の定員を合わせた全体の定員です。

※2 令和 7 年 4 月 1 日時点で満 3 歳の子ども

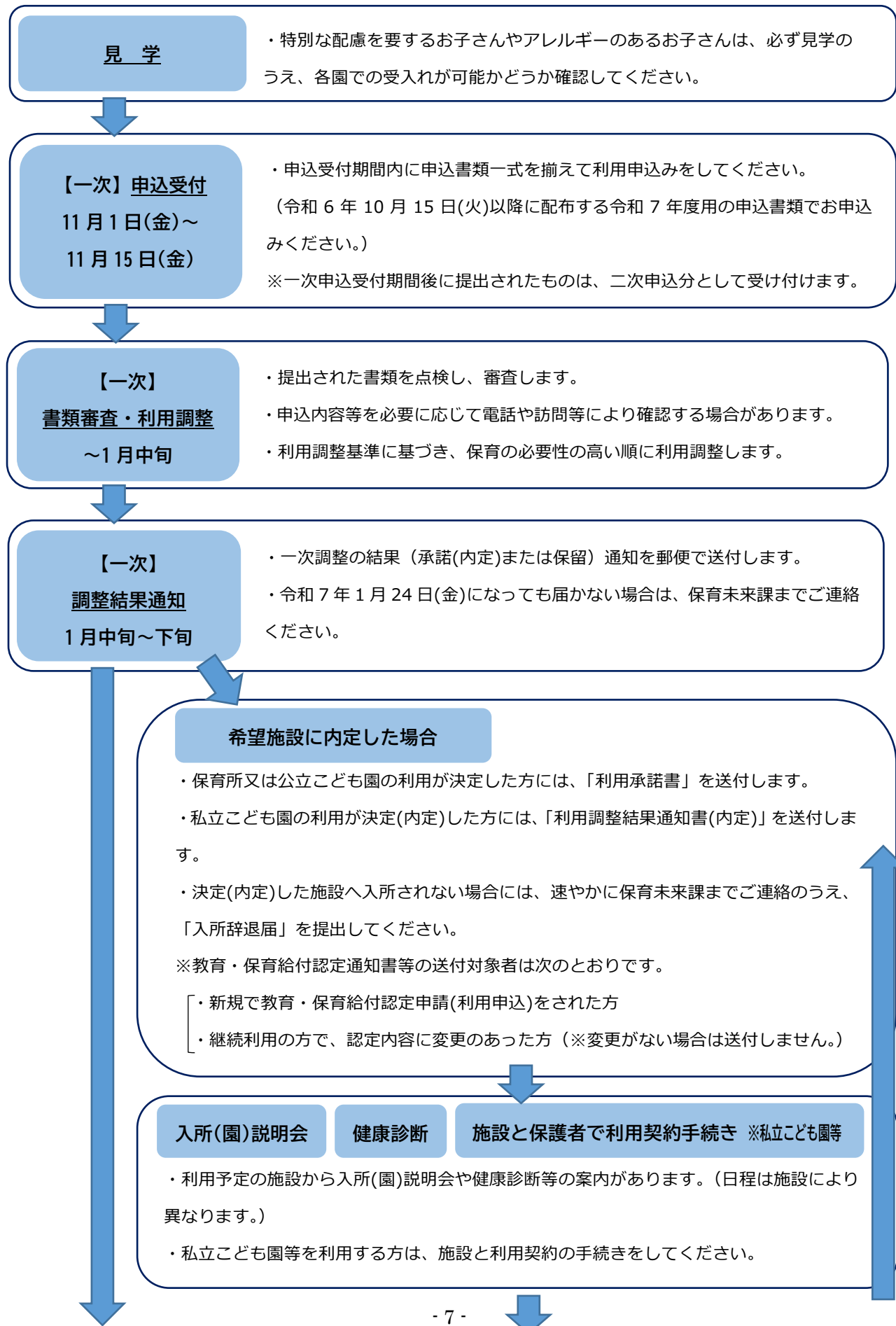
【ならし保育】

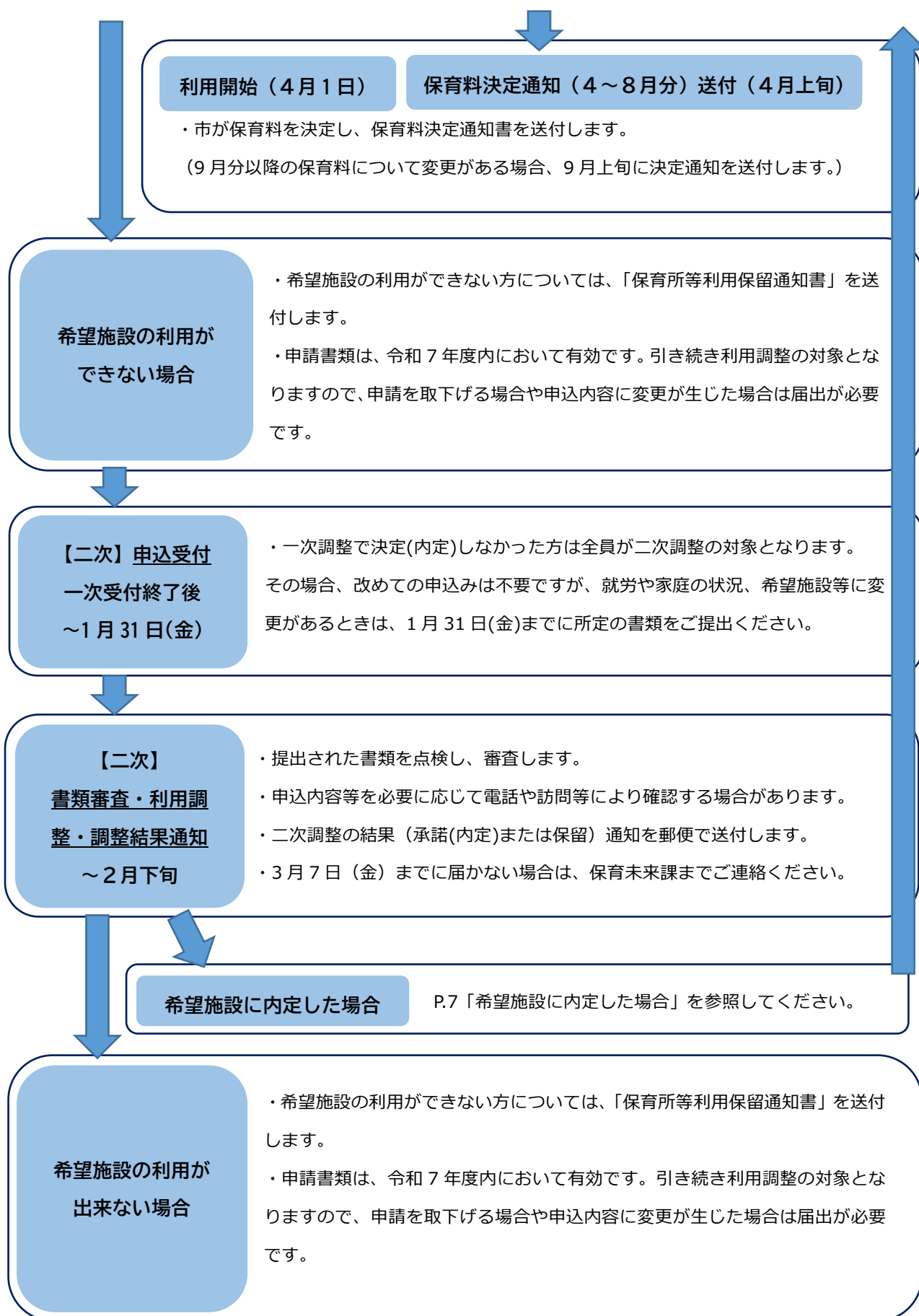
入所(園)する児童について、保育所等に無理なくなじめるよう、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていく「ならし保育」が行われます。

ならし保育の期間は、施設によって異なりますが、ならし保育期間中も通常の保育料はかかります。なお、入所(園)前の「ならし保育」はできません。

4. 保育所・こども園利用までの流れ

<4 月入所(園)希望の場合> ★希望の施設には必ず見学に行ってください。





<5月以降入所(園)希望の場合> ★希望の施設には必ず見学に行ってください。

見 学

- ・ 特別な配慮を要するお子さんやアレルギーのあるお子さんは、必ず見学のうえ、各園での受入れが可能かどうか確認してください。

申込受付
(前々月 1 日～15 日)

- ・ 申込受付期間内に申込書類一式を揃えて利用申込みをしてください。
- ・ 利用希望月ごとの申込受付期間は、P.11 を確認してください。

書類審査・利用
申込月の中旬～下旬

- ・ 提出された書類を点検し、審査します。
- ・ 申込内容等を必要に応じて電話や訪問等により確認する場合があります。
- ・ 利用調整基準に基づき、保育の必要性の高い順に利用調整します。

調整結果通知
申込月の翌月上旬

- ・ 調整の結果（承諾(内定)または保留）通知を郵便で送付します。
- ・ 申込月の翌月 10 日になっても届かない場合は、保育未来課までご連絡ください。

希望施設に内定した場合

- ・ 保育所又は公立こども園の利用が決定した方には、「利用承諾書」を送付します。
- ・ 私立こども園の利用が決定(内定)した方には、「利用調整結果通知書(内定)」を送付します。
- ・ 市が保育料を決定し、保育料決定通知書を送付します。

**希望施設の利用が
できない場合**

- ・ 希望施設の利用ができない方については、「保育所等利用保留通知書」を送付します。
- ・ 申請書類は、令和 7 年度内において有効です。引き続き利用調整の対象となりますので、申請を取下げの場合や申込内容に変更が生じた場合は届出が必要です。
- ・ 5 月以降入所申込をされた方について、初回の利用調整の結果は、申込月の翌月 10 日までに通知します。翌月以降の利用調整結果の通知は、利用決定(内定)の場合のみとなります。

5. 申込手続きについて

お申し込み前に必ずご確認ください

<提出書類について>

- ◆黒のボールペン又はインクで記入してください。消えるボールペンで記入された書類は無効です。
- ◆必要書類を全て揃えてからお申込みください。
- ◆申請書の希望保育所等の名称等に間違いがないか、また、利用可能年齢等について必ずご確認ください。
- ◆提出された書類は返却できません。必要に応じて提出前にコピーを取り、保管してください。
- ◆提出された申込書類の内容を確認した結果、内容の修正や追記、追加書類の提出を依頼する場合があります。申込書類は締切に余裕をもってご提出ください。
- ◆郵送で書類を提出した場合、未着や同封漏れなどについて、市は責任を負いません。
- ◆各証明書類は、原則として、証明年月日から受付日を基準として3か月以内のものが有効です。
なお、令和7年4月入所申込の場合、証明年月日から3か月以内の書類を既に提出している場合（きょうだい在園児の書類や、令和6年度中の入所申込に利用等の場合）でも、再度提出が必要です。
- ◆申込書類の内容に虚偽があった場合、利用の取消しや途中退所(園)いただく場合があります。

<お申込み後について>

- ◆お申込み後、保育所等の入所(園)までに家庭の状況（就労状況・家族構成・保育状況等）に変更があったときは、調整点が変更になり、入所(園)の内定取消や退所(園)になることがあります。変更が生じた場合（生じそうな場合）は、速やかに保育未来課まで連絡してください。
- ◆お申込み後、保育所等の入所(園)までに児童の健康状況等に著しく変化があったときは、安全な集団保育ができないといった理由から、保育所等で受入れができない場合があります。速やかに保育未来課まで連絡してください。
- ◆保育所等利用申込書の有効期間は年度内（令和8年3月入所）です。
- ◆お申込み後、入所(園)の意思がなくなったときは、速やかに保育未来課まで連絡してください。



(1) 申込受付期間・場所等

① 年度当初(4月)利用の場合

【受付期間】	一次募集：11月1日(金)～11月15日(金) (土・日曜、祝日を除く。) 二次募集：一次募集締切後～令和7年1月31日(金) (土・日曜、祝日を除く。)
【受付時間】	午前8時30分～午後5時15分
【受付場所】	・ 保育未来課(浅口市中央公民館内) ・ 金光総合支所 ・ 寄島総合支所 ・ 各保育所・こども園等 (継続利用希望者のみ)

② 年度途中(5月以降)利用の場合

【受付期間】	利用希望月の前々月の1日から15日まで (土・日曜、祝日を除く。) ※15日が土・日曜・祝日の場合は、直前の平日となります。 例) 7月1日から利用希望の場合の受付期間は、5月1日～15日です。
【受付時間】	午前8時30分～午後5時15分
【受付場所】	・ 保育未来課(浅口市中央公民館内) ・ 金光総合支所 ・ 寄島総合支所

< 利用希望月ごとの申込期間 >

入所希望月	申込期間 (※土日祝等の閉庁日は除く)		
令和7年 5月	令和7年 3月 3日(月)	～	令和7年 3月 14日(金)
令和7年 6月	令和7年 4月 1日(火)	～	令和7年 4月 15日(火)
令和7年 7月	令和7年 5月 1日(木)	～	令和7年 5月 15日(木)
令和7年 8月	令和7年 6月 2日(月)	～	令和7年 6月 13日(金)
令和7年 9月	令和7年 7月 1日(火)	～	令和7年 7月 15日(火)
令和7年 10月	令和7年 8月 1日(金)	～	令和7年 8月 15日(金)
令和7年 11月	令和7年 9月 1日(月)	～	令和7年 9月 12日(金)
令和7年 12月	令和7年 10月 1日(水)	～	令和7年 10月 15日(水)
令和8年 1月	令和7年 11月 4日(火)	～	令和7年 11月 14日(金)
令和8年 2月	令和7年 12月 1日(月)	～	令和7年 12月 15日(月)
令和8年 3月	令和8年 1月 5日(月)	～	令和8年 1月 15日(木)

(2) 申込書類等

《必要な書類》 ※提出が必須の書類(①～⑤)

☆マークの書類は、市ホームページからダウンロード可能です。

	提出書類	備考	
①	教育・保育給付認定(現況)申請書兼利用申込書	申込児童1人につき1枚必要	☆
②	家庭状況申立書	1世帯につき1枚必要	☆
③	保育の必要性を証明する書類	詳細は13・14ページ【保育の必要性を証明する書類】を参照 父母及び同居等(同一敷地又は隣接敷地の場合も含む。)の65歳未満の祖父母 ^{※1} について必要	☆
④	申込提出書類チェックシート	1世帯につき1枚必要	☆
⑤	個人番号(マイナンバー)申告書	1世帯につき1枚必要 窓口で別途書類の提示が必要 詳細は申告書裏面を参照	☆
⑥	食物アレルギー調査票	六条院こども園及び寄島こども園入園希望の3～5歳児について申込児童1人につき1枚必要	☆
⑦	保育料等算定のための書類	15ページ【保育料等算定のための書類】を参照	—
⑧	その他の書類	15ページ【その他の書類】を参照	—

※1 同居等(同一敷地又は隣接敷地の場合も含む)の65歳未満の祖父母について

- (1)入所(園)希望月初日時点で65歳未満の場合、③保育の必要性を証明する書類が必要
- (2)入所(園)希望月初日時点で60歳～64歳の場合、「保育できないことの申立書」が必要
- (3)入所(園)希望月初日時点で65歳以上の場合、提出不要

(1)または(2)の書類提出がない場合でも申込みはできますが、「祖父母による保育が可能」と見なし、利用調整時に減点対象とします。

浅口市ホームページ
(様式のダウンロードはこちらから)



【保育の必要性を証明する書類】

保護者等の状況		必要な書類	備 考
1. 就労 (内定含む)	会社員 公務員等	○就労証明書※ ¹ ※自営業・農業・漁業等の方については、 <u>直近の確定申告書等の写し</u> ※ ² を添付してください。 ※内職の方については、就労証明書に <u>事業所の証明が必要です。</u>	●「 <u>就労内定</u> 」※ ³ の場合は、申込時に就労(内定)証明書を提出後、就労開始日以降 1 か月以内に就労証明書を再度提出してください。 ●「 <u>育休復帰</u> 」※ ³ による新規入所の場合は、申込時に就労証明書を提出後、育休復帰後 1 か月以内に就労証明書を再度提出してください。
	自営業 農業 漁業等		
	内職		
2. 妊娠・出産予定の方※ ⁴		○母子健康手帳の写し 又は医師の証明書	● <u>母の氏名と出産予定日の記載があるページの写しが必要です。</u>
3. 病気・ケガで療養中、 又は精神もしくは身体に障害のある方		○医師の診断書(写し可) 又は障害者手帳の写し (※ <u>保育所等利用開始後、その時点の状況を確認する場合があります。</u>)	● <u>医師の診断書には保育にあたるのが困難である身体の状態について記載が必要です。★</u> ・傷病名 ・入院(通院)予定期間 ・週の通院回数 ・自宅療養の必要性 ・自宅療養期間
4. 親族等の介護・看護をしている方		○介護・看護状況申告書 <u>および下記の内いずれか 1 点</u> ○医師の診断書(写し可) ○介護保険被保険者証の写し ○身体障害者手帳等の写し	● <u>医師の診断書には、「介護・看護の必要性」の記載が必要です。</u> (※同表 3「病気・ケガで療養中の方等」★を参照)
5. 災害復旧にあたる いる方		○り災証明書など	●災害の状況がわかる書類
6. 求職中の方		○求職活動申告書 なお、 <u>求職中で入所(園)した場合、下記の書類の提出が毎月必要です。</u> ○求職活動状況報告書	● <u>3 か月の期限付利用</u> となります。 3 か月以内に就労されない場合は、 <u>退所(園)</u> となります。

7. 就学中の方 就学や技能修得等の ため、保育すること ができない場合	○就学申告書 ○在学証明書 ○時間割等	●大学や短大、専門学校で就学してい る方や職業訓練学校などで技能習得 等により、 <u>月 48 時間以上(1 日 4 時 間以上かつ週 3 日以上)</u> 保育するこ とができない場合が対象
8. 虐待・DV	※窓口までお問合せください	
9. 育児休業中 (育児休業が明けて復職 予定の方を除く。)	○就労証明書	● <u>育児休業取得時に、既に保育を利用 している児童がいて、継続利用が必 要な場合のみ</u> <u>※新規・転園申込不可</u> ※5

※1 就労証明書の押印は原則不要となりますが、必ず就労先の事業者が作成した証明書を提出してください。就労証明書等の証明書類を無断で作成し又は改変を行った時は、申込内容に虚偽があるものとして認定を取消し、退所(園)していただくことがあります。加えて、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪に問われることがあります。

※2 自営業の方で、開業後に税申告時期を迎えていない場合は、開業届の控えを添付してください。

※3 就労内定及び育休復帰で申込みされた場合は、就労して2か月以内に給与明細書等の写しなど、就労したことが確認できる書類を提出してください。

※4 妊娠・出産を事由とした新規入所の場合、利用期間満了後は退所(園)となります。育児休業への認定変更はできません。

※5 育児休業を事由とした施設利用の新規・転園の申込みはできません。

【保育の必要性に関する調査等について】

就労実態等に疑義が生じた場合は、就労証明等の記載内容の確認のため、就労先への聞き取り等、調査・確認を行うことがあります。調査等の結果、保育の必要性が確認できない場合は、利用の取消しや途中退所(園)いただく場合があります。

【保育料等算定のための書類】

市町村民税の課税状況等により保育料等の算定を行います。父母及び家計主宰者で次の表に該当する場合は、必要書類を申込書類に添付して提出してください。

ただし、状況によっては下記以外の書類の提出を求める場合があります。

※保育料を決定するための必要な書類の提出がない場合や未申告により税額が確認できない場合、想定される最高額で保育料等を仮決定します。 書類受付後、税額等を確認し、必要があれば年度内に限り遡って保育料を変更します。

区分	住所地		提出・提示書類
令和7年4月～8月利用開始の方	時点の住所地 令和6年1月1日	浅口市	提出不要
		その他の市町村	○令和6年度市町村民税課税証明書(※控除の記載が必要) (令和6年1月1日時点の住所地の市町村にて取得可能) <u>※申請時に個人番号(マイナンバー)申告書の提出がある場合、 上記書類の提出は原則不要</u>
		海外	○令和5年中の「外国居住期間収入状況申告書」及び「外国居住期間 給与証明書」
	未申告の方		※令和6年1月1日時点の住所地の市町村で申告後、令和6年度市町村民税課税証明書(※控除の記載が必要)を提出してください。
令和7年9月以降利用開始の方	時点の住所地 令和7年1月1日	浅口市	提出不要
		その他の市町村	○令和7年度市町村民税課税証明書(※控除の記載が必要) (令和7年1月1日時点の住所地の市町村にて取得可能) <u>※申請時に個人番号(マイナンバー)申告書の提出がある場合、 上記書類の提出は原則不要</u>
		海外	○令和6年中の「外国居住期間収入状況申告書」及び「外国居住期間 給与証明書」
	未申告の方		※令和7年1月1日時点の住所地の市町村で申告後、令和7年度市町村民税課税証明書(※控除の記載が必要)を提出してください。

【その他の書類】 ※状況により他の書類の提出をお願いすることがあります。

	保護者等の状況	必要な書類
①	母子(父子)世帯の方	保育料減免申請書
②	在宅障がい児(者)のいる世帯の方 ^{※1}	保育料減免申請書 障害者手帳等の写し

※1 在宅障がい児(者)…身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者

6. 利用調整について

受入可能人数を超える利用申込があった場合は、世帯の「保育の必要性」の事由と「優先利用」の内容を保育利用調整基準点数表等(25～29 ページ)に基づき点数化し、保育利用調整を行います。

保育利用調整の方法については、新規又は転園申込児童を保育の必要性の高い順(基準点と調整点数の合計が高い順)に並べかえ、点数の高い順に希望の施設の利用を決定します。(※申込順ではありません。)

申込み状況やお子さんの年齢によっては、第1希望の施設に入所(園)できないことがあります。申込書類には、**実際に入所(園)し通うことができる範囲で、第1希望から順にご記入ください。**

利用調整の結果、保育所等に決定(内定)した後、やむを得ず決定(内定)した保育所等の利用を辞退する場合には、保育未来課に「保育所等利用辞退届」を速やかに提出してください。なお、改めて保育所等の利用を希望する場合には、再度利用申請が必要です。

7. 保育料等について

(1) 保育料の決定方法

保育料は、世帯にかかる市町村民税額、児童の年齢、保育必要量(保育短時間・保育標準時間)、兄弟姉妹の状況等、主に次の点に基づき決定されます。

① 児童の年齢

年齢区分は、前年度の3月31日現在の満年齢により決定し、年度の途中で年齢が変わってもその年度中の年齢区分は変わりません。

② 保育必要量

「保育標準時間(通常保育時間 11 時間利用)」と「保育短時間(通常保育時間 8 時間利用)」では、保育料が異なります。

③ 世帯の市町村民税額

保育料は、児童の父母等の市町村民税の合計額で算定します。なお、父母の給与収入が少なく祖父母等が生計を支えていると認められる場合などは、祖父母等の市町村民税額も合算します。

なお、保育料算定の基礎となる税額は、住宅借入金等特別控除・寄付金控除・配当控除・外国税額控除等の適用を受ける前の額です。また、4月から8月までの保育料は、令和6年度の市町村民税額を基に決定し、9月から3月までの保育料は令和7年度の市町村民税額により決定します。

(2) 保育料額について

保育料は、国が定める基準を限度として、市町村が定めることになっており、令和6年度保育料簡易一覧表を30ページに掲載していますので、参考にしてください。なお、令和元年10月から幼児教育・保育無償化制度の実施により3～5歳児、および、市町村民税非課税世帯の0～2歳児の保育料は無料となっています。

延長保育を利用する場合は、別途、延長保育料が必要となり、料金は各施設が決定・徴収します。
詳細は、各施設へお問い合わせください。

(3)保育料の負担軽減について

世帯によっては、次のとおり保育料の負担軽減があります。

① 低所得世帯の保育料軽減

対象：市町村民税非課税世帯

内容：生計を一にする子のうち最年長から数えて第2子の保育料は0円

② 多子世帯の保育料軽減

対象：市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯

内容：生計を一にする子のうち最年長から数えて第2子の保育料は半額からさらに10%軽減した額、第3子以降は0円

③ 第3子以降保育料無償化

対象：生計を一にする子のうち、最年長から数えて第3子以降の児童

内容：第3子以降の保育料は0円

④ ひとり親世帯等の保育料負担軽減 ※保育料減免申請書の提出が必要

対象：ひとり親や障がい児(者)がいる世帯のうち、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯

内容：生計を一にする子のうち最年長から数えて第1子の保育料軽減(次表の額(※3歳未満児の保育料基準額(月額))、第2子以降の保育料0円

階層区分	保育標準時間	保育短時間
B階層	0円	0円
C階層	4,800円	4,700円
D1階層	6,250円	6,150円
D2階層、D3階層	7,600円	7,600円
D4階層のうち所得割の額が77,101円未満	7,600円	7,600円

【都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例について】

地方税法の改正に伴い、平成30年度分より指定都市に住所を有する方の市民税税率が6%から8%に改められました(指定都市以外の方は従来どおり税率6%)。そこで、保育料の算定の際に指定都市に住所を有する方と有しない方で保育料が異なることがないように国の特例に基づき、指定都市に住所を有する方についても、市民税税率を6%で算定します。

【上乗せ徴収・実費徴収について】

保育料や延長保育料の他に、園によっては教育の質の向上のために必要な費用の上乗せ徴収や、給食費・保護者会費・絵本代などの実費徴収があります。32 ページからの施設情報で必ず確認してください。なお、諸経費の詳細内容については各施設へお問合せください。

(4)保育料の変更等について

世帯の状況や保育の必要量、課税状況に変更・異動があった場合は、年度の途中でも保育料が変更となることがあります。異動や変更があった場合は、保育未来課へ速やかに申し出てください。

- ①世帯の異動があった場合(例：保護者の婚姻、離婚または死亡)
- ②保育の必要量の変更があった場合(例：離職、就職、就労時間の変更)
- ③税額に変更があった場合(例：税の修正申告を行った)

※保育料に変更が生じる場合は、年度内に限り遡って変更します。また、既に納付済の保育料に過誤納が生じる場合は、差額分を還付または翌月分以降の保育料へ充当します。

(5)保育料の徴収について

※利用施設により保育料の納付先や納付方法は異なります。

施 設	公私	保育料の徴収	納付方法
市内保育所	公立	浅口市が徴収	口座振替(毎月末日)
	私立		
市内こども園、 地域型保育事業	公立	浅口市が徴収	口座振替(毎月末日)
	私立	施設が徴収	各施設にお問合せください。
市外保育所	公立	施設所在地の市町村が徴収	各施設にお問合せください。
	私立	浅口市が徴収	口座振替(毎月末日)
市外こども園	公立	施設所在地の市町村が徴収	各施設にお問合せください。
	私立	施設が徴収	各施設にお問合せください。

- ◇ 市が徴収する場合の保育料の納入日は原則として毎月末日ですが、12 月分と 3 月分は、各月 25 日となります。なお、金融機関の休業日と重なる場合はその翌営業日となります。
- ◇ 保育料は、各月 1 日に在籍している児童について、利用の有無に関わらず全額納付となります。退所(園)届を提出しない限り納付していただくことになりますので、退所(園)される場合は、手続きを早めをお願いします。なお、退所(園)日は、原則月末です。

(6)保育料の未納について(市が徴収する場合)

- ◇ 保育料が口座振替できなかった場合は、後日納付書を送付しますので、指定する期限までに必ず納付してください。
- ◇ 保育料の未納がある場合は、児童手当の支給が健康こども福祉課窓口での現金支給となり、保育料の納付相談を行う場合があります。

- ◇ 理由なく保育料の未納が続いた場合や納付の約束が守られない場合は、利用調整基準要綱に基づき、利用調整の際の優先順位が低くなり、希望の施設に入所(園)できない場合があります。また、児童福祉法第 56 条第 6 項に基づき、滞納処分(差押え)の対象となります。

(7)給食費について

- ◇ 0～2 歳児の給食費は保育料に含まれています。
- ◇ 3～5 歳児の給食費は、保護者の負担となり、各施設での実費徴収となります。ただし、給食費については、次に該当する場合、免除となる場合があります。免除となる場合は、利用施設を通してお知らせします。 ※令和 5 年 4 月から主食費を含めた給食費免除制度を実施しています。

市町村民税所得割額	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降 ^{※2}
57,700 円未満 ((※1) 77,100 円以下)	○	○	○
57,700 円以上 ((※1) 77,101 円以上)	×	×	○

※1 ひとり親や障がい児(者)がいる世帯の場合

※2 第 3 子以降とは、保護者と生計を一にする子のうち、最年長から数えて第 3 子以降の児童のこと。

8. 広域入所について

住民登録地以外の市区町村に所在する保育所等の利用を希望する場合、他市区町村の保育所等の利用が可能な場合があります。利用期間は、原則、該当年度の年度末までになります。

(1)浅口市に住民登録があり、浅口市外の施設等を利用したい場合

住民登録地である浅口市が教育・保育給付認定を行い、利用希望施設のある市区町村と協議します。浅口市の様式を使用し、保育未来課窓口へ申込書類一式を提出してください。

※希望保育施設のある市区町村に、下記について必ず確認してからお申込みください。

- ・広域入所の申込みの可否（市外在住者の広域入所の申込みができない市区町村もあります。）
- ・希望する保育所等の空き状況（入所可否は利用希望施設のある市区町村が決定します。）
- ・希望する保育所等のある市区町村の申込締切日（締切日の 1 週間前までに保育未来課へ申込書類を提出してください。浅口市で事務処理後、該当市区町村へ協議書を郵送します。）

【井笠管内広域入所連携について】

就労等の事情により、居住地以外の市町に所在する保育所等への入所を希望する子育て家庭の保育ニーズにこたえるため、井笠管内（笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町）の市町が、長期的な視点にたった相互扶助の精神に基づき、連携及び協働して井笠管内における保育所等の広域入所を円滑に進めています。

井笠管内における広域入所にあたっては、関係市町が事前に調整し、関係市町の保育所等の定員の空き状況を考慮して、合意を行ったうえで行います。要件は次のとおりです。

1. 里帰り出産をする場合。
2. 子から見て 3 親等以内の親族が所在し、親族からの援助、又は親族への援助を必要とする場合。
3. 市町外にあるいずれかの保護者の勤務先の通勤途上、又は通学先の通学途上の市町にある保育所等を希望する場合。
4. 他市町に転出したとき、転出元の市町にある保育所等を継続して利用しようとする場合。
5. 居住市町の保育所等が定員超過であって、受入市町の保育所等の定員に余裕がある場合。
6. その他市町長が特に必要と認めた場合。

※申請にあたっては、希望する保育所等の所在する市町により必要書類や締切等が異なりますので、事前に関係市町にご確認ください。

※希望する保育所等の所在する市町の住民が優先されます。

※希望する保育所等の定員に空きがない場合は入所できません。

※井笠管内以外の市区町村は要件が異なります。

【井笠管内広域入所担当課連絡先】

笠岡市	こども育成課	0865-69-1011	井原市	子育て支援課	0866-62-9517
里庄町	健康福祉課	0865-64-7211	矢掛町	こどもみらい課	0866-82-1060

(2) 浅口市外に住民登録があり、浅口市内の施設を利用したい場合

住民登録地の市区町村が教育・保育給付認定を行い、浅口市と協議します。住民登録地の市区町村の様式を使用して申込みをしてください。入所希望月の前々月 1 日～15 日に浅口市に申込書類が届くように、住民登録地の市区町村担当課窓口へ申込みしてください。

※浅口市では次の場合について、広域入所の申込みが可能です。（※井笠管内と要件が異なります）

- ・保護者が浅口市内に在勤・在学している場合
- ・里帰り出産で浅口市に居住している場合

9. 幼稚園・こども園(教育利用)について(1号認定)

幼稚園・こども園(教育部分)は、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設で、市内に8施設あります。

【市内の幼稚園・こども園(教育部分)】

公 私	園名	所在地	電話	入園対象	通園区域
私 立	金光学園こども園	金光町大谷 499-1	42-2107	満 3 歳※1～ 就学前	市内全学区
	浅口はちまん認定こども園	鴨方町鴨方 1540-1	54-0200		
	聖華こども園	鴨方町六条院中 2347-1	45-8400		
公 立	金光幼稚園	金光町占見新田 288-1	42-3016	3 歳児※2～ 就学前	
	鴨方東幼稚園	鴨方町鴨方 141	44-3435		
	鴨方西幼稚園	鴨方町小坂東 2207	44-3650		
	六条院こども園	鴨方町六条院中 2072	44-2376		
	寄島こども園	寄島町 16089-4	54-3925		

※1「満3歳」は、年度途中に3歳に達してから入園が可能となります。

※2 入園対象の「3歳児」は、R7.4.1時点で「3歳」に達している児童が入園対象です。

【1号認定の保育料】

無料

※ただし、給食代、教材費等は必要です。

【入園申込み】

各幼稚園・こども園へ直接お申込みください。

※詳細は、「令和7年度 幼稚園・こども園利用案内(1号認定児用)」を参照してください。

【教育時間】(施設により多少異なります)

通常時：8時30分頃～14時頃まで (夏休みなどの長期休業中は、原則お休みとなります。)

【預かり保育について】

公立幼稚園では、保護者の就労等の事由により、家庭での保育が困難な在園児を対象に預かり保育を実施しており、全ての幼稚園で一律の預かり保育のサービスを受けることができます。

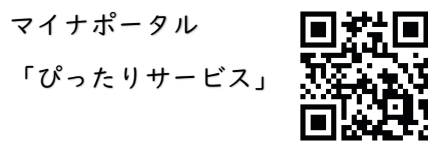
就労時間等に合わせて、早朝保育(7:45～)や延長保育(～18:00)を利用することもでき、保育の必要性の認定を受けると、保育料が無償化されます。(※おやつ代は別途必要)

また、通院、介護、葬祭などの事由により、一時的に保育が必要な人のための、一時保育も併せて実施します。詳しくは、保育未来課へお問合せください。

10. その他

(1) 保育所等入所申込に係る電子申請について

浅口市では、マイナポータル（ぴったリサービス）を利用したオンライン手続（電子申請）が可能です。



< 電子申請に必要なもの >

1. マイナンバーカード（電子証明書付き）
2. マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンまたはパソコンとカードリーダー
3. 申込みに必要な添付書類のデータ

< 電子申請の手順 >

1. 必要な書類を市のホームページ掲載の様式を利用して作成。（画像ファイル可）
2. 国のぴったリサービスのサイトにアクセスし、「岡山県」「浅口市」「子育て」を選択し検索。
「教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込」から画面の指示に従い、順に必要な事項を入力。
3. 控えを手元で保管。

< 電子申請に関する留意事項 >

- ・入力項目が多いため、時間に余裕をもって申請してください。入所申込書の電子申請の入力項目と紙ベースの記入項目は異なりますので、ご注意ください。
- ・提出書類に不備・不足等あった場合は、お電話にてご案内させていただく場合があります。また、電子申請後の申込内容の変更や不足書類等の提出は、電子申請で提出することはできません。郵送または窓口にご提出いただく必要があります。
- ・お電話による電子申請の到着確認の対応は致しかねます。申請時に申請データのダウンロードをお勧めします。
- ・添付書類は必ずデータですべて添付してください。必要書類の添付が無い場合は申請受付が完了しません。添付する書類は鮮明に読み取れるPDFか画像データでアップロードしてください。エクセルやワードファイルで添付するとデータが破損する場合があります。アップロードデータが破損していたり読み取りができない状態の場合は、選考の対象外となることがあります。
- ・マイナンバーカードによる電子署名が必要です。パスワードの入力を求められ、複数回間違えるとロックされますので十分ご注意ください。

(2) 教育・保育給付認定決定通知書について

保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)の申請により、市は申請書類を基に決定した「教育・保育給付認定区分」「保育の必要量」「認定の有効期間」等が記載された教育・保育給付認定決定通知書を送付します。支給認定証の交付を希望する場合は、「支給認定証交付申請書」を提出してください。

(3)教育・保育給付認定の変更について

① 教育・保育給付認定変更申請

就労状況等の変更に伴い、教育・保育給付認定を変更する場合は、教育・保育給付認定変更申請書が提出された日の翌月からの変更が基本となります。(変更申請書の提出は、変更を希望する月の前月 20 日(20 日が土・日・祝日の場合は直前の平日)までに提出されたものとします。20 日を過ぎて提出されたものについては、翌々月からの変更になります。)

② 客観的な状況の変化が伴わない場合の教育・保育給付認定の変更(こども園の場合)

2 号認定を受けることができるにもかかわらず、保護者の希望により 1 号認定を受けてこども園に在園している場合、就労状況等の変化がないにもかかわらず、夏休みや冬休みなどの長期休業中のみ 2 号認定への変更を希望する場合など、客観的な必要性が認められない場合は教育・保育給付認定の変更はできません。

(4)その他各種手続き等について

- (1) 入所(園)決定後において、利用を辞退される場合は、保育所・こども園等へ連絡するとともに、速やかに市の窓口へ「利用辞退届」を提出してください。
- (2) 入所(園)日は、毎月「1 日」です。また、退所(園)日は原則各月の「月末」です。退所(園)される場合は、早めに届け出てください。
- (3) 入所(園)決定後、あるいは入所(園)後においても、申込内容や提出書類の内容が事実と異なることが判明した場合は、教育・保育給付認定の取消し及び退所(園)していただきます。
- (4) 浅口市外へ転出した場合は、転出月をもって退所(園)になります。転出予定がある場合は、早めに利用施設へお伝えください。
- (5) 次に示すように家庭状況や就労状況に変更があった場合、速やかに保育未来課又は利用施設まで届け出てください。

※入所(園)児が家庭での保育が可能になる場合は、原則退所(園)になります。

変更の内容	必要書類
保育の必要性の事由の変更 (就労⇔妊娠・出産⇔疾病・障害⇔ 介護・看護⇔就学)	・利用申込事項変更届兼教育・保育給付認定変更申請書(以下、 「変更届」) ・変更内容がわかる書類(就労証明書、母子健康手帳の写し、 医師の診断書等)
仕事が決まった (求職活動⇔就労)	・変更届 ・就労証明書
転職した	・就労証明書(※保育の必要量の変更の場合は変更届も必要)
退職した (就労⇔求職活動)	・変更届 ・求職活動申告書(※求職期間中、毎月「求職活動状況報告書」 の提出が必要)

勤務時間・勤務地の変更	・就労証明書（※保育の必要量の変更の場合は変更届も必要）
妊娠・出産	・変更届 ・母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日の記載があるページ）
育児休業の取得	・変更届（※保育短時間認定へ変更が必要な場合） ・就労証明書（※育児休業の取得期間の記入が必要）
育児休業からの復職	・変更届（※保育短時間認定から変更が生じる場合） ・就労証明書（※復職年月日の記入が必要）
住所・氏名の変更	・変更届
世帯構成の変更 (結婚・離婚・祖父母との同(別)居・ 出産・死亡等)	・変更届 ※変更内容により別途書類が必要となる場合があります。 詳しくは保育未来課へお尋ねください。
退所(園)したい (※市外への転出を含む。)	・退所(園)届 ※ <u>退所(園)日は、原則各月の「月末」</u> です。
利用希望施設を変更したい (※入所(園)児の転園除く。)	・変更届
入所(園)前に利用を辞退したい	・利用辞退届 ※ <u>入所(園)日、は毎月「1日」</u> です。

(5) 保育所等における不適切な保育の相談窓口について

保育所等の職員による不適切な保育に関する相談は、保育未来課にご相談ください。

また、保育内容等に関する相談・苦情は保育所等の受付担当者が受付しますので、保護者はまず各保育所等へお問い合わせください。

保育所等へ相談したが解決しない場合や保育所等へ相談しづらい内容などについては、保育未来課へご相談ください。

【不適切な保育の行為の例】

- ・子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- ・物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉かけ
- ・罰を与える・乱暴な関わり
- ・子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- ・差別的な関わり

（引用）厚生労働省「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」

保育利用調整基準点数表等

➤ 「保育の必要性」の事由の区分による点数表(基準点数表)

保育の必要性		保護者の状況細目			基準 点数
区分	類型				
1 就労	居 宅 外 労働	外勤 居宅外自営	週 5 日以上勤務し、週 40 時間以上の就労		10
			週 5 日以上勤務し、週 35 時間以上の就労		9
			週 4 日以上勤務し、週 30 時間以上の就労		8
			週 4 日以上勤務し、週 25 時間以上の就労		7
			週 3 日以上勤務し、週 20 時間以上の就労		6
			週 3 日以上勤務し、週 12 時間以上の就労		4
	居 宅 内 労働	居宅内自営	週 5 日以上勤務し、週 40 時間以上の就労		9
			週 5 日以上勤務し、週 35 時間以上の就労		8
		農業	週 4 日以上勤務し、週 30 時間以上の就労		7
			週 4 日以上勤務し、週 25 時間以上の就労		6
			週 3 日以上勤務し、週 20 時間以上の就労		5
			週 3 日以上勤務し、週 12 時間以上の就労		3
			内職	週 5 日以上就労し、週 30 時間以上の就労	
		週 3 日以上就労し、週 20 時間以上の就労		4	
		週 3 日以上就労し、週 12 時間以上の就労		2	
2 妊娠・出産		出産予定日の 8 週間前の日の属する月の初日から、出産日から起算して 8 週間を経過する日の翌日の属する月の末日まで			6
3 保護者の疾病・ 負傷・障害	疾病・負傷	1 箇月以上の入院又は入院見込みの場合		10	
		居宅内療養 (1 箇月以上)	常時臥床の場合	10	
			安静を要すると診断された場合又は日常生活動作に支障を来している場合	8	
			上記以外で通院加療が必要な場合	3	
	障害	「身体障害者手帳 1 ～ 2 級所持」、「聴覚障害者 2 ～ 3 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳所持」、「療育手帳 A 所持」、「介護保険の要介護度が 3 ～ 5 」のいずれかに該当する場合			10

		「身体障害者手帳 3 級所持」、「聴覚障害者 4 級所持」、「療育手帳 B 所持」、「介護保険の要介護度が 1 ～ 2」のいずれかに該当する場合	6
		「身体障害者手帳 4 ～ 6 級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合	3
4 同居親族等の 介護・看護	施設への送迎をし、かつ、付添介護のために保育することができない場合、又は重度身体障害者、寝たきり高齢者等の介護を常態とする場合		区分 1 を 準用
5 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧のため保育することができない場合		10
6 求職活動 (起業準備含 む)	内定	入園希望日から 1 箇月以内に就労する予定がある場合	区分 1 を 準用
	未定	求職活動又は起業準備のため保育することができない場合	1
7 就学	日中、就学・技能修得等のため、保育することができない場合		区分 1 を 準用
8 虐待・DV	児童虐待や DV(配偶者に対する暴力をいう。以下同じ。)のおそれがある場合		10
9 育児休業	育児休業取得時に既に保育所等を利用している子どもがいる場合で、当該子どもの継続利用が必要であると認められる場合		3
10 その他	不存在	死亡、離婚、行方不明、別居(離婚調停又は裁判中に限る。)、拘禁等	10
	上記以外で、明らかに保育することができないと認められる場合		※

備考

- 1 保護者が複数の状況に該当する場合は、各々について基本点数の高い方の状況を採用する。
- 2 保育できない 65 歳未満の祖父母が同一敷地内又は隣接敷地にいる場合は、これらの者についても保育の必要性を証明する書類を提出すること。
- 3 就労時間は、休憩時間を含む労働契約上の正規の時間とし、残業時間及び通勤時間は含まないものとする。
- 4 育児短時間勤務等について、終期が保育利用の年度内である場合は正規の勤務時間等による点数とする。
- 5 「※」については、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。

➤ 「優先利用」等の区分による点数表(調整点数表)

類型	区分	状況	点数	備考
世帯の状況	1	ひとり親世帯(ただし、事実婚の場合は除く。)	2	
	2	父母の1人が6箇月以上にわたり単身赴任、入院等により不在の場合	1	
	3	生活保護世帯	2	
	4	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	2	
	5	児童虐待又はそのおそれがある場合	10	
	6	DVにより保育を行うことが困難な場合	3	
	7	その他社会的養護が必要であると認められる場合(里親委託が行われている場合を含む。)	1	
	8	保護者の疾病の程度が週3回以上の通院を必要とされる場合	1	
	9	通信制大学、通信教育の学生である場合	- 3	
	10	同居等(同一敷地又は隣接敷地の場合を含む。)の65歳未満の祖父母が無職、求職中又は月48時間以上の就労をしていない場合(疾病・介護等で保育に当たることができない場合を除く。)	- 20	
児童の状況	11	現在利用している保育所等の利用継続を希望する場合で、区分27に該当しない場合	7	
	12	兄弟姉妹(多胎児を含む。以下同じ。)が同一の保育所等の利用を希望する場合	2	区分13と重複して加算しない
	13	兄弟姉妹が既に保育所等を利用しており、同一の保育所等の利用を希望する場合(兄弟姉妹が既に利用している保育所等に、利用を希望する児童の年齢に該当するクラスの設置がなく、同一の保育所等の利用を希望できない場合を含む。)	4	区分12と重複して加算しない
	14	利用を希望する児童が「身体障害者手帳1～3級所持」、「療育手帳所持」、「特別児童扶養手当の支給対象児童(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)」のいずれかに該当する場合	2	
	15	保育所等を利用中の場合で、年度途中において他の保育所等への転園を希望する場合。(特別な理由がある場合を除く。)	- 15	

	16	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童で、連携施設への入園を希望する場合(連携施設を第1希望とする場合は、更に10点を加算する。)	7	
	17	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童で、連携施設以外への入園を希望する場合(3歳児から受け入れをしているこども園への入園を希望する場合は、更に10点を加算する。)	4	
就労状況	18	産前・産後休暇又は育児休業取得時に保育所等を退所した児童が、保護者の復職時に、退所した保育所等への利用申込みをする場合又は育児休業の対象になった弟妹が同時に利用申込みする場合	10	区分19と重複して加算しない
	19	産前・産後休暇又は育児休業中に出産した児童について、現に保育所等を利用している兄又は姉と同じ保育所等の利用を希望する場合	10	区分18と重複して加算しない
	20	産前産後休業又は育児休業後に職場復帰する場合	2	
	21	保護者が育児休業を取得し、利用を希望する児童の3歳の誕生日の前日が属する月に復帰予定の場合	2	
	22	保護者が保育士又は保育教諭として市内の保育所等で月120時間以上勤務する場合(内定含む。)	15	
	23	保護者が保育士又は保育教諭として市内の保育所等で月80時間以上120時間未満勤務する場合(内定含む。)	10	
	24	保護者が保育士又は保育教諭として市内の保育所等で月48時間以上80時間未満勤務する場合(内定含む。)	5	
	25	保護者が保育士又は保育教諭として市外の保育所等で勤務する場合(内定含む。)	3	
	26	就労内定のうち、就労開始時期が未定のもの	- 3	
その他	27	未納の保育料が3箇月以上あり、かつ、納付の相談がない場合又は未納保育料の納付約束を履行しない場合	- 10	
	28	市外在住者(転入予定者を除く。)	- 20	
	29	教育委員会が特に必要と認める場合	※	

備考

- 1 同時に複数該当する場合は、該当するものすべてを加(減)算したものを調整点数とする。
- 2 「※」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

<その他>

区分17「3歳児から受け入れをしているこども園」とは、市内では、現在「六条院こども園」のみです。

➤ 基礎点数及び調整点数の合計点が同じになった場合の優先順位表(同一点数時の順位表)

順位	項目
1	市内在住者
2	兄弟姉妹が希望の保育所等に在所又は入所が内定し、同じ保育所等へ入所する場合
3	保育士又は保育教諭として保育所等で勤務する者(勤務地は市内外問わないが、市内を優先とする。)
4	当該保育所等の希望順位の高い者
5	基本点数が高い世帯
6	保育の必要性区分による優先順位(①～⑪の順) ①災害復旧 ②児童虐待・DV等 ③疾病・負傷・障害 ④就労(居宅外) ⑤就労(居宅内) ⑥妊娠・出産 ⑦求職活動(内定) ⑧介護・看護 ⑨就学 ⑩育児休業 ⑪求職活動(未定)
7	保育所等の待機(保留)期間が長い者
8	保育料の滞納がない者
9	養育している小学生以下の子どもの人数が多い者
10	保育の必要な時間が長い者
11	合計所得金額(基準日が4月から8月の場合は前々年分、9月から3月の場合は前年分)が低い世帯

階層区分			3歳未満児		3歳児		4歳児以上		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である支給認定保護者及び児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である支給認定保護者		0	0	0	0	0	0	
B	A階層を除き、当該年度の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
C		市町村民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税)	(4,770) (9,540) 10,600	(4,680) (9,360) 10,400	0	0	0	0	
D		1	所得割の額が 10,000円未満	(6,070) (12,150) 13,500	(5,980) (11,970) 13,300	0	0	0	0
		2	10,000円以上 48,600円未満	(7,470) (14,940) 16,600	(7,330) (14,670) 16,300	0	0	0	0
		3	48,600円以上 61,500円未満	(8,820) (17,640) 19,600	(8,640) (17,280) 19,200	0	0	0	0
		4	61,500円以上 81,100円未満	(10,120) (20,250) 22,500	(9,940) (19,890) 22,100	0	0	0	0
		5	81,100円以上 97,000円未満	(11,520) (23,040) 25,600	(11,340) (22,680) 25,200	0	0	0	0
		6	97,000円以上 122,700円未満	(13,360) (26,730) 29,700	(13,140) (26,280) 29,200	0	0	0	0
		7	122,700円以上 147,900円未満	(15,210) (30,420) 33,800	(14,940) (29,880) 33,200	0	0	0	0
		8	147,900円以上 169,000円未満	(17,050) (34,110) 37,900	(16,780) (33,570) 37,300	0	0	0	0
		9	169,000円以上 230,700円未満	(19,170) (38,340) 42,600	(18,810) (37,620) 41,800	0	0	0	0
		10	230,700円以上 269,100円未満	(21,280) (42,570) 47,300	(20,830) (41,670) 46,300	0	0	0	0
		11	269,100円以上 301,000円未満	(23,440) (46,890) 52,100	(22,990) (45,990) 51,100	0	0	0	0
		12	301,000円以上	(23,440) (46,890) 52,100	(22,990) (45,990) 51,100	0	0	0	0

①「保育標準時間」とは、最長11時間の利用時間をいいます。また、「保育短時間」とは、最長8時間の利用時間をいいます。

②保育料の算定基礎となる市町村民税額は、税額控除（調整控除を除く）の適用を受ける前の額です。

③年齢は、利用する年度の前年度の3月31日現在の年齢です。年度の途中で年齢が変わっても、その年度中は保育料は変わりません。

④生計を一にする子（年齢は問いません）のうち、最年長の児童は一覧表下段の額となります。

⑤同一世帯において、保育園、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を利用する子どもが複数いる場合、それらの子どものうち、年長から数えて2人目の児童の保育料は、半額からさらに10%軽減した額（一覧表上段（ ）内の額）となります。

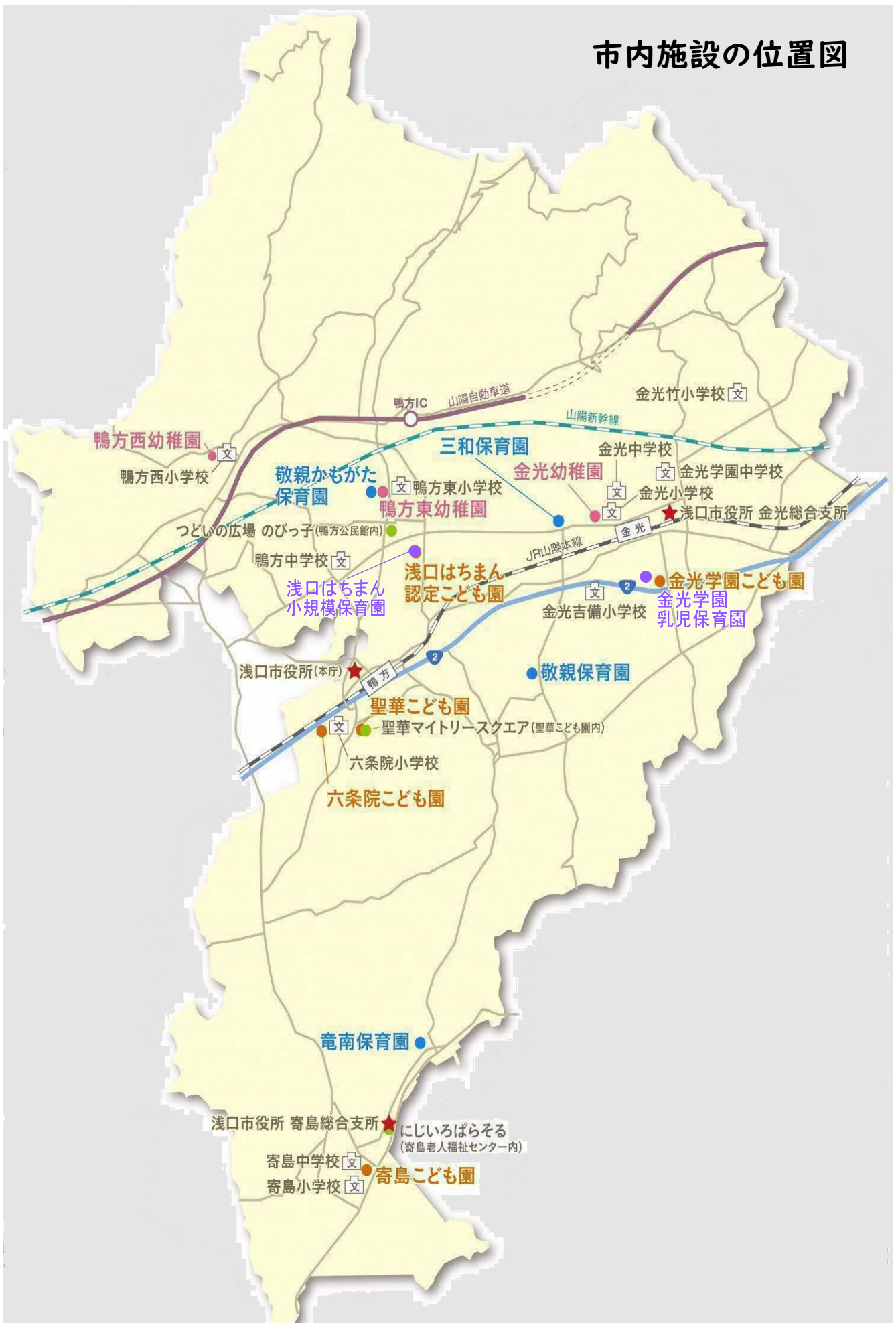
⑥上記⑤の場合を除き、生計を一にする子（年齢は問いません）のうち、最年長から数えて2人目の児童の保育料は、10%減額した額（一覧表中段（ ）内の額）となります。また、最年長から数えて3人目以降の児童の保育料は、無料となります。

⑦B階層、C階層及びD1～D2階層、D3階層のうち市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、生計を一にする子（年齢は問いません）のうち、最年長から数えて2人目の児童の保育料は、半額からさらに10%軽減した額（一覧表上段（ ）内の額）となります。

⑧B階層、C階層及びD1～D3階層、D4階層のうち市町村民税所得割額が77,101円未満の母子・父子世帯又は在宅の障害児・者のいる世帯等に属する場合、保育料が減免となる場合があります。この場合、別途申請が必要です。

⑨延長保育を利用する場合は、別途延長保育料が必要です。また、各園によって諸費・雑費等が必要です。詳しくは各園にお問い合わせください。

市内施設の位置図



令和 7 年度 施設情報

保育所・こども園等(2号認定・3号認定)

市内の保育所・こども園等(2号認定・3号認定)の施設情報を掲載しています。
掲載内容は、令和 6 年 10 月 1 日現在の予定であり、今後変更になる場合がありますのでご了承ください。
なお、詳細については各施設へお問合せください。

《令和 7 年度のクラス年齢》（年度途中入所(園)の場合も同様）

クラス年齢	生年月日
0 歳児クラス	令和 6 年 4 月 2 日～
1 歳児クラス	令和 5 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日
2 歳児クラス	令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日
3 歳児クラス	令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日
4 歳児クラス	令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日
5 歳児クラス	平成 31 年 4 月 2 日～令和 2 年 4 月 1 日



社会福祉法人 みわ会
三和保育園

所在地 浅口市金光町占見1001-1

TEL 0865-42-3459

FAX 0865-42-6580

ホームページ <http://sumatoku.jp/miwahoikuen>



1 保育方針

『遊び』を通して、心と体が豊かで、たくましい子どもを育てる。

2 施設の名称等

名 称	三和保育園	設置年月日	昭和44年2月18日
設置主体	社会福祉法人 みわ会	園長名	坂本 真希子

3 利用定員・職員数 (R7予定)

認可定員	140 人		職員数	園長	1 人	調理員	3 人
利用定員	0 歳児	18 人		主任	1 人	栄養士	1 人
	1 ～ 2 歳児	46 人		保育士 (パート含む)	25 人	看護師	0 人
	3 ～ 5 歳児	76 人				保育補助	0 人

4 開所時間・休所日

開所時間	平日・土曜日 7：00～19：00			開所時間内において、保育時間の前後は延長保育を実施
保育時間	保育標準時間 平日・土曜日 7：00～18：00			
	保育短時間 平日・土曜日 8：00～16：00			
受入れ年齢	生後57日～就学前	休所日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)	
ならし保育	入園後、1 週間 ※0歳児は2時間のならし保育からのスタートで子どもさんに合わせて行っています。			

5 保育料の他に必要な費用

保育料	市の規定に基づく	その他	保護者会費、絵本代など
延長保育料	別途		

6 給食

0 歳児	ミルク・離乳食
1・2 歳児	完全給食(主食・副食ともに提供)、午前 10 時と午後 3 時のおやつ
3 歳児以上	完全給食(主食・副食ともに提供)、午後 3 時のおやつ
	※主食費・副食費は別途徴収します(毎月、口座振替となります)

7 特別保育事業

- ①☑延長保育 ②☐病後児保育 ③☐休日保育 ④☐一時預かり(幼稚園型) ⑤☐一時預かり(一般型)
⑥☐地域子育て支援センター ※⑤⑥は未就園児を対象に実施

8 入園に際して

施設見学	随時見学可(事前に電話連絡をしてください)
購入が必要なもの	年齢によって購入品の違いがあります。
	各年齢共通品: 園服(夏上下・冬上下)、カバン、クラス帽子など
用意するもの	布団、パジャマ、コップ、上履き等

社会福祉法人 明光会
敬親保育園

所在地 浅口市金光町佐方1581

TEL 0865-42-3017 FAX 0865-42-3017

ホームページ <http://www.meikoukai1970.com/service/nursery>



1 保育方針

子どもが、現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す基礎、生きる力を培う。

2 施設の名称等

名 称	敬親保育園	設置年月日	昭和45年6月1日
設置主体	社会福祉法人 明光会	園長名	武田 きよみ

3 利用定員・職員数（R7予定）

認可定員	90 人		職員数	園長	1 人	調理員	1 人
利用定員	0 歳児	9 人		主任	1 人	栄養士	2 人
	1～2 歳児	32 人		保育士 (パート含む)	19 人	看護師	1 人
	3～5 歳児	49 人					

4 開所時間・休所日

開所時間	平日・土曜日 7：00～19：00			開所時間内において、保育時間の前後は延長保育を提供
保育時間	保育標準時間 平日・土曜日 7：00～18：00			
	保育短時間 平日・土曜日 8：00～16：00			
受入れ年齢	生後57日～就学前	休所日	年末年始（12月29日～1月3日）、日曜・祝祭日	
ならし保育	入園後1週間			

5 保育料の他に必要な費用

保育料	市の規定に基づく	その他	保護者会費 主食費・副食費（3歳児～）
延長保育料	別途		

6 給食

0 歳児	ミルク・離乳食
1・2 歳児	完全給食（主食・副食ともに提供）、午前10時と午後3時のおやつ
3 歳以上児	完全給食（主食・副食ともに提供）、午後3時のおやつ
	（主食費・副食費は別途徴収します。毎月、口座振替となります。）

7 特別保育事業

①☑延長保育 ②☑病後児保育 ③☐休日保育 ④☐一時預かり（幼稚園型） ⑤☐一時預かり（一般型）

⑥☐地域子育て支援センター

※⑤⑥は未就園児を対象に実施

8 入園に際して

施設見学	随時見学可（事前に電話連絡をしてください）
園庭開放	開放日：月1回水曜日、遊ぼうデー：年4回月曜日（変更有） 開放時間：10:00～11:00
購入が必要なもの	年齢によって購入品に違いがあります
	1歳児～5歳児：園服（夏・冬・帽子 合計約9,000円）名札、連絡帳等
用意するもの	かばん、布団、着替え、手拭きタオル、上履き等



1 保育方針

子どもが、現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す基礎、生きる力を培う。

2 施設の名称等

名 称	敬親かがた保育園	設置年月日	平成21年4月1日
設置主体	社会福祉法人 明光会	園長名	友田 裕美

3 利用定員・職員数（R7予定）

認可定員	90 人		職員数	園長	1 人	調理員	1 人
利用定員	0 歳児	9 人		主任	1 人	栄養士	2 人
	1～2 歳児	31 人		保育士 (パート含む)	16人	看護師	1 人
	3～5 歳児	50 人					

4 開所時間・休所日

開所時間	平日・土曜日 7：00～19：00			開所時間内において、保育時間の前後は延長保育を提供
保育時間	保育標準時間 平日・土曜日 7：00～18：00			
	保育短時間 平日・土曜日 8：00～16：00			
受入れ年齢	生後57日～就学前	休所日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)	
ならし保育	入園後5日～1週間			

5 保育料の他に必要な費用

保育料	市の規定に基づく	その他	保護者会費
延長保育料	別途		

6 給食

0 歳児	ミルク・離乳食
1・2 歳児	完全給食（主食・副食ともに提供）、午前10時と午後3時のおやつ完全給食
3 歳以上児	完全給食（主食・副食ともに提供）、午後3時のおやつ完全給食
	（毎月、口座振替となります。）

7 特別保育事業

①☒延長保育 ②☐病後児保育 ③☐休日保育 ④☐一時預かり（幼稚園型） ⑤☐一時預かり（一般型）

⑥☐地域子育て支援センター

※⑤⑥は未就園児を対象に実施

8 入園に際して

施設見学	随時見学可（事前に電話連絡をしてください）
園庭開放	開放日：月1回 火曜日、遊ぼうデー：月1回火曜日(変更有) 開放時間：9:30～11:00
購入が必要なもの	年齢によって購入品に違いがあります
	1歳児～5歳児：園服（夏・冬・帽子 合計約9,000円程度）、名札、連絡帳等
用意するもの	かばん、布団、着替え、手拭きタオル、上履き等

浅口市立竜南保育園

所在地 浅口市寄島町3203-1

TEL 0865-54-2601

FAX 0865-54-2601

1 保育方針

保護者が安心して預けられる保育園を目指し、家庭的な雰囲気の中で一人一人との関わりを大切に保育します。

2 施設の名称等

名 称	浅口市立竜南保育園	設置年月日	平成18年3月21日
設置主体	浅口市	園長名	西島 麻里

3 利用定員・職員数（R7予定）

認可定員	45 人		職員数	園長	1 人	調理員	3 人
利用定員	0 歳児	6 人		主任	1 人	生活支援員	4 人
	1～2 歳児	12 人		保育士	9 人		
	3～5 歳児	27 人					

4 開所時間・休所日

開所時間	平日・土曜日 7：00～19：00			開所時間内において、保育時間の前後は延長保育を提供
保育時間	保育標準時間 平日・土曜日 7：00～18：00			
	保育短時間 平日・土曜日 8：00～16：00			
受入れ年齢	生後3ヶ月～就学前	休所日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）	
ならし保育	入園後 1週間～2週間程度			

5 保育料の他に必要な費用

保育料	市の規定に基づく	その他	保護者会費、保育教材費（3歳児以上）など
延長保育料	別途		

6 給食

0 歳児	ミルク 離乳食
1・2 歳児	完全給食（主食・副食ともに提供）、午前10時と午後3時のおやつ
3 歳以上児	完全給食（主食・副食ともに提供）、午後3時のおやつ
	（主食費・副食費は別途徴収します。）

7 特別保育事業

- ① ☒ 延長保育 ② ☐ 病後児保育 ③ ☐ 休日保育 ④ ☐ 一時預かり（幼稚園型） ⑤ ☐ 一時預かり（一般型）
 ⑥ ☐ 地域子育て支援センター ※⑤⑥は未就園児を対象に実施

8 入園に際して

施設見学	随時 来園前にご連絡ください。
園庭開放	毎月第2火曜日 9:30～11:00
購入が必要なもの	制服（冬用スモック）、カラー帽子、名札、連絡帳等
	道具箱（クレヨン、自由画帳、のり、はさみ 等） 年齢によって購入品に違いがあります。
用意するもの	カバン、タオル、コップ、歯ブラシ、箸、着替え、通園バック、シューズ袋、布団等



1 保育方針

金光教祖の教えに基づき、一人ひとりの子どもがその子にふさわしく成長していくことを大切にする教育・保育を行います。

- ・心身共にたくましい子ども（げんきな子）
- ・情緒豊かで思いやりのある子ども（やさしい子）
- ・意欲を持って最後までやり遂げる子ども（がんばる子）

2 施設の名称等

名 称	金光学園こども園	設置年月日	平成28年4月1日
設置主体	学校法人 金光学園	園長名	佐藤 元子

3 利用定員・職員数（R7予定）

認可定員	130 人		職員数	園長	1 人	栄養士	1 人
利用定員 (2号・3号)	0 歳児	6 人		主任保育教諭	2 人	調理員	5 人
	1～2 歳児	22 人		保育教諭 (パート含む)	23 人	用務職員	1 人
	3～5 歳児	42 人		保育支援員	3 人	事務職員	1 人
利用定員（1号）	満3～5 歳児	60 人				人数には、1号認定担当職員を含みます	

4 開所時間・休日

開園時間	平日・土曜日 7：00～19：00			開園時間内において、保育時間の前後は延長保育を提供
保育時間	保育標準時間 平日・土曜日 7：30～18：30			
	保育短時間 平日・土曜日 8：00～16：00			
受入れ年齢	生後6か月～就学前			
ならし保育	入園後、1週間程度	休園日	日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)	

5 保育料の他に必要な費用

保育料	市の規定に基づく	その他	施設設備費	月額3,000円
			概算納入金	月額3,000円
延長保育料	別途(15分につき50円)	PTA会費・絵本代・行事費等は、概算納入金で実費精算します		

6 給食

0 歳児	ミルク・離乳食
1・2 歳児	完全給食(主食・副食共に提供)、午前10時と午後3時のおやつ
3 歳以上児	完全給食(主食・副食共に提供)、午後3時のおやつ（主食費・副食費は、別途徴収します）

7 特別保育事業

- ①☑延長保育 ②☐病後児保育 ③☐休日保育 ④☑一時預かり（幼稚園型） ⑤☐一時預かり（一般型）
⑥☐地域子育て支援センター ※⑤⑥は未就園児を対象に実施

8 入園に際して

見学	電話による事前予約により、随時可能
園庭開放	園庭(地域)開放日・毎週土曜日9:00～11:30
購入が必要なもの	3歳児以上…制服代と教材費を含めて30,000円程度 0～2歳児…制服代と教材費を含めて3,000～10,000円程度 ※年齢によって、購入品に違いがあるため金額は目安です
用意するもの	布団、着替え、手拭きタオル、コップ、上履き等



1 教育・保育目標

「和顔心」を基本姿勢とし、元気で明るくやさしい心をもった子どもを育てる。

- ◆ みんなと仲良く遊ぶ子ども
- ◆ 思いやりのあるやさしい心をもった子ども
- ◆ がまん強くがんばる子ども
- ◆ 物事に興味をもち、考えて創り出す子ども
- ◆ 思った事をはっきり話し、人の話をよく聞く子ども
- ◆ 好き嫌いをせずに何でも食べる元気な子ども

2 施設の名称等

名 称	浅口はちまん認定こども園	設置年月日	平成29年4月1日
設置主体	社会福祉法人 松園福祉会	園長名	丸野 由美子

3 利用定員・職員数（R7予定）

認可定員	90 人		職員数	園長	1 人	管理栄養士	2 人
利用定員（1号）	3～5 歳児 13 人			主幹保育教諭	1 人	栄養士	0 人
利用定員 （2号・3号）	0 歳児	8 人		保育教諭 （パート含む）	21 人	事務職員	1 人
	1～2 歳児	24 人				保育補助	2 人
	3～5 歳児	45 人				人数には、1号認定担当職員を含みます。	

4 開園時間・休園日

開所時間	平日・土曜日 7：00～19：00			開所時間内において、保育時間の前後は延長保育を提供
保育時間	保育標準時間 平日・土曜日 7：00～18：00			
	保育短時間 平日・土曜日 8：00～16：00			
受入れ年齢	生後57日～就学前	休所日	日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)・園が定める休業日	
ならし保育	入園後、1週間程度			

5 保育料の他に必要な費用

保育料	市の規定に基づく	その他	施設整備及び教育充実費・・・月額2,500円 絵本代、保護者会費、写真購入代等
延長保育料	別途		

6 給食

0 歳児	ミルク・離乳食	自園調理 （独自献立）
1・2 歳児	完全給食（主食・副食共に提供）、午前おやつ、午後おやつ	
3 歳以上児	完全給食（主食・副食共に提供）、午後おやつ（主食費・副食費は別途徴収）	

7 特別保育事業

- ① ☒ 延長保育 ② ☐ 病後児保育 ③ ☐ 休日保育 ④ ☒ 一時預かり（幼稚園型） ⑤ ☐ 一時預かり（一般型）
⑥ ☐ 地域子育て支援センター ※⑤⑥は未就園児を対象に実施

8 入園に際して

施設見学	随時見学可（事前に電話連絡をしてください）
園庭開放	月2回（平日・土曜日） 9:30～11:00
購入が必要なもの	制服・通園カバン・教材等（30,000円程度） ※年齢によって購入物品が異なる場合があります。
用意するもの	布団・着替え・手拭きタオル・コップ等



1 保育方針

仏教保育を基本とし、人間性の根本である情緒を豊かに深く育てるとともに、保護者に対する子育ての支援を行う。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ① 思いやりのある子ども | ④ 創造に向かって努力できる子ども |
| ② きちんとした生活のできる子ども | ⑤ 落ち着いて考えることのできる子ども |
| ③ 辛抱づよい子ども | ⑥ 豊かな知性と感性のある子ども |

2 施設の名称等

名 称	聖華こども園	設置年月日	平成30年4月1日
設置主体	社会福祉法人 聖華会	園長名	妹尾 華子

3 利用定員・職員数（R7予定）

認可定員	77 人						
利用定員（1号）	3～5歳児	7 人	職員数	園長	1 人	栄養士	2人以上
利用定員 （2号・3号）	0歳児	10 人		副園長・主幹	1人以上	事務職員	1人以上
	1～2歳児	24 人		保育教諭 （パート含む）	9人以上	支援員	1人以上
	3～5歳児	36 人				※変動あり	

4 開園時間・休園日

開所時間	平日・土曜日 7：00～19：00			開所時間内において、保育時間の前後は延長保育を提供
保育時間	保育標準時間 平日・土曜日 7：00～18：00			
	保育短時間 平日・土曜日 8：00～16：00			
受入れ年齢	生後57日～就学前	休所日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)	
ならし保育	入園後1週間～2週間程度			

5 保育料の他に必要な費用

保育料	市の規定に基づく	その他	スポーツ振興センター共済制度加入費、 施設整備費及び教育充実費(月2,000円)等
延長保育料	1時間200円		

6 給食

0歳児	自園調理、ミルク・離乳食
1・2歳児	自園調理、完全給食(主食・副食ともに提供)、午前9時と午後3時のおやつ
3歳以上児	自園調理、完全給食(主食・副食ともに提供)、午後3時のおやつ (主食費・副食費は別途徴収します)

7 特別保育事業

- ①☑延長保育 ②☐病後児保育 ③☐休日保育 ④☐一時預かり（幼稚園型） ⑤☑一時預かり（一般型）
⑥☑地域子育て支援センター ※①～④の事業は在園児を対象、⑤⑥は未就園児を対象に実施

8 入園に際して

施設見学	随時可能（電話での事前予約が必要です）
園庭開放	開放日：月2～3回 開放時間 9:30～12:00
購入が必要なもの	制服・通園カバン・帽子・連絡帳等 ※年齢によって購入物品が異なります。
用意するもの	着替え、布団等

浅口市立六条院こども園

所在地 浅口市鴨方町六条院中2072

TEL 0865-44-2376

FAX 0865-44-2376

1 教育・保育目標

心豊かでたくましく生きようとする子どもを育てる

- 1) 元気な子ども 2) がんばる子ども 3) 仲よく遊ぶ子ども

2 施設の名称等

名 称	浅口市立六条院こども園	設置年月日	平成29年4月1日
設置主体	浅口市	園長名	小田 美津子

3 利用定員・職員数（R7予定）

認可定員	165 人		職員数	園長	1 人	生活支援員	8 人
利用定員(1号)	3～5 歳児	85 人		副園長	1 人	預かり保育士	1 人
利用定員 (2号)	3 歳児	20 人		保育教諭	8 人		
	4 歳児	30 人					
	5 歳児	30 人					

4 開園時間・休園日

開所時間	平日・土曜日 7：00～19：00			開所時間内において、保育時間の前後は延長保育を提供
保育時間	保育標準時間 平日・土曜日 7：00～18：00			
	保育短時間 平日・土曜日 8：00～16：00			
受入れ年齢	3歳児～就学前（R7.4.1現在で満 3 歳以上の子ども）			
慣らし保育	入園後 1 週間程度	休園日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）	

5 保育料の他に必要な費用

保育料	市の規定に基づく	その他	保育教材費、PTA会費、日本スポーツ振興センターなど
延長保育料	別途		

6 給食

完全給食（主食・副食ともに提供）、午後3時のおやつ	給食は、給食センター又は寄島こども園からの搬入となります
（主食費・副食費は別途徴収します）	

7 特別保育事業

- ①☒延長保育 ②☐病後児保育 ③☐休日保育 ④☒一時預かり（幼稚園型） ⑤☐一時預かり（一般型）

- ⑥☐地域子育て支援センター

※⑤⑥は未就園児を対象に実施

8 入園に際して

施設見学	随時見学可（来園前に電話連絡をしてください）
園庭開放	毎月第3木曜日（変更する場合があります）9:30～11:00
購入が必要なもの	制服（Vネックセーター、運動服、半ズボン）、通園カバン、色帽子
	出席ノート、氏名印、製作用具 など
用意するもの	タオル、コップ、歯ブラシ、手提げ袋、上靴袋、着替え、傘、布団 など

浅口市立寄島こども園	所在地 浅口市寄島町16089-4 TEL 0865-54-3925 FAX 0865-54-3955
-------------------	--

1 教育・保育目標

心身ともに健康で、心豊かな子どもの育成
健康で明るい子ども 友達と仲良く遊ぶ子ども やさしく思いやりのある子ども 最後まで頑張る子ども

2 施設の名称等

名 称	浅口市立寄島こども園	設置年月日	平成28年4月1日
設置主体	浅口市	園長名	石田 満彦

3 利用定員・職員数（R7予定）

認可定員	142 人		職員数	園長	1 人	事務員	1 人
利用定員(1号)	3～5 歳児	45 人		副園長	1 人	生活支援員	6 人
利用定員 (2・3号)	0 歳児	12 人		保育教諭	15 人	預かり保育士	2 人
	1～2 歳児	40 人		管理栄養士	1 人		
	3～5 歳児	45 人		調理員	5 人		

4 開園時間・休園日

開所時間	平日・土曜日 7：00～19：00			開所時間内において、保育時間の前後は延長保育を提供
保育時間	保育標準時間 平日・土曜日 7：00～18：00			
	保育短時間 平日・土曜日 8：00～16：00			
受入れ年齢	生後3か月～就学前	休所日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）	
ならし保育	入園後 一週間程度			

5 保育料の他に必要な費用

保育料	市の規定に基づく	その他	PTA会費、絵本代など
延長保育料	別途		

6 給食

0 歳児	ミルク 離乳食	3歳未満の給食は、自園調理です
1・2 歳児	完全給食（主食・副食ともに提供）、午前10時と午後3時のおやつ	
3 歳以上児	完全給食（主食・副食ともに提供）、午後3時のおやつ	3歳以上の給食は給食センターから搬入、又は自園調理となります
	（主食費・副食費は別途徴収します。）	

7 特別保育事業

①☑延長保育 ②☐病後児保育 ③☐休日保育 ④☑一時預かり（幼稚園型） ⑤☑一時預かり（一般型）
⑥☐地域子育て支援センター ※⑤⑥は未就園児を対象に実施

8 入園に際して

施設見学	随時 ※来園前にご連絡ください。
園庭開放	毎月第3木曜日 9:30～11:00 ※前日までにご予約ください。
購入が必要なもの	制服(体操服・体操ズボン・園児服)、カラー帽子、カバン、名札、出席ノートなど
	道具箱(クレヨン、自由画帳、のり、はさみなど) 年齢によって購入品に違いがあります。
用意するもの	タオル、コップ、歯ブラシ、着替え、通園バック、シューズ袋、布団など



1 保育方針

金光教祖の教えに基づき、一人ひとりの子どもがその子にふさわしく成長していくことを大切にする保育を行います。

- ・心身共にたくましい子ども（げんきな子）
- ・情緒豊かで思いやりのある子ども（やさしい子）
- ・意欲を持って最後までやり遂げる子ども（がんばる子）

2 施設の名称等

名 称	金光学園乳児保育園	設置年月日	令和4年4月1日
設置主体	学校法人 金光学園	施設長	星島 眞代

3 利用定員・職員数（R7予定）

認可定員	12 人		職員数	施設長	1 人	栄養士、調理員、用務職員、事務職員 は、金光学園こども園の職員が兼務
利用定員 (2号・3号)	0 歳児	3 人		保育責任者	1 人	
	1 ～ 2 歳児	9 人		保育士 (パート含む)	6 人	

4 開所時間・休所日

開園時間	平日・土曜日 7：00～19：00			開園時間内において、保育時間の前後は延長保育を提供
保育時間	保育標準時間 平日・土曜日 7：30～18：30			
	保育短時間 平日・土曜日 8：00～16：00			
受入年齢	生後6か月以上の0歳児・1歳児・2歳児			
	3歳児クラスに進級する際は、金光学園こども園での受入を基本とします			
ならし保育	入園後、1週間程度	休園日	日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)	

5 保育料の他に必要な費用

保育料	市の規定に基づく	その他	施設設備費	月額3,000円
			概算納入金	月額3,000円
延長保育料	別途(15分につき50円)		PTA会費・行事費等は、概算納入金で実費精算	

6 給食

0 歳児	ミルク・離乳食	給食は金光学園こども園で調理し搬入
1・2 歳児	完全給食(主食・副食共に提供)、午前10時と午後3時のおやつ	

7 特別保育事業

①☑延長保育 ②☐病後児保育 ③☐休日保育 ④☐一時預かり(幼稚園型) ⑤☐一時預かり(一般型)

⑥☐地域子育て支援センター

※⑤⑥は未就園児を対象に実施

8 入園に際して

入園案内・見学	見学は事前予約により随時可能(金光学園こども園にご連絡ください)
購入が必要なもの	0～2歳児…制服代と教材費を含めて3,000円～20,000円程度 ※年齢によって、購入品に違いがあるため金額は目安
用意するもの	布団、着替え、手拭きタオル、コップ、上履き等



1 教育・保育目標

「和顔心」を基本姿勢とし、元気で明るくやさしい心をもった子どもを育てる。

- ◆みんなと仲良く遊ぶ子ども
- ◆思いやりのあるやさしい心をもった子ども
- ◆がまん強くがんばる子ども
- ◆物事に興味をもち、考えて創り出す子ども
- ◆思った事ははっきり話し、人の話をよく聞く子ども
- ◆好き嫌いをせずに何でも食べる元気な子ども

2 施設の名称等

名 称	浅口はちまん小規模保育園	設置年月日	令和4年4月1日
設置主体	社会福祉法人 松園福祉会	施設長	丸野 由美子

3 利用定員・職員数（R7予定）

認可定員	12 人		職員数	施設長	1 人	保育士 (パート含む)	4 人
利用定員 (2号・3号)	0 歳児	3 人		保育リーダー	1 人	保育補助	1 人
	1・2 歳児	9 人					

4 開園時間・休園日

開所時間	平日・土曜日 8：00～18：00			開所時間内において、保育時間の前後は延長保育を提供
保育時間	保育標準時間 平日・土曜日 8：00～18：00			
	保育短時間 平日・土曜日 8：00～16：00			
受入れ年齢	生後6ヶ月～2歳児			
	3歳児以降については、浅口はちまん認定こども園を希望する場合、教育・保育給付認定により受け入れとする			
ならし保育	入園後、1週間程度	休園日	日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)・園が定める休業日	
			※土曜日の保育については園にお問い合わせください	

5 保育料の他に必要な費用

保育料	市の規定に基づく	その他	絵本代、保護者会費、写真購入代等
-----	----------	-----	------------------

6 給食

0 歳児	ミルク・離乳食	自園調理 (独自献立)
1・2 歳児	完全給食(主食・副食共に提供)、午前おやつ、午後おやつ	

7 特別保育事業

- ① ☒延長保育 ② ☐病後児保育 ③ ☐休日保育 ④ ☐一時預かり(幼稚園型) ⑤ ☐一時預かり(一般型)
⑥ ☐地域子育て支援センター ※⑤⑥は未就園児を対象に実施

8 入園に際して

施設見学	随時見学可(事前に電話連絡をしてください)
園庭開放	なし
購入が必要なもの	用品等
用意するもの	布団・着替え・手拭きタオル・コップ等

✿その他保育サービスについて

保育所・こども園等では、その他保育サービスを実施しています。事前に登録が必要な事業もありますので、詳しくは実施施設へお尋ねください。なお、現時点での予定であり、今後実施内容が変更となる場合がありますので、ご利用前に施設へ確認してください。（各施設の連絡先は6ページに載っています。）

事業名	対 象	事 業 内 容	実施保育所名	利用料
延長保育	保護者の就労等により、通常の利用時間を超えて保育が必要な乳幼児	通常の利用時間以外の時間において、保育所・こども園で保育を実施する事業	市内保育所・こども園・小規模保育施設	園の定めによる
病児保育	浅口市内に在住の保育所・こども園・幼稚園等に通園している乳幼児及び小学生（施設によって異なる。）	保護者が仕事などで集団保育が困難な病気の児童を一時的に保育する事業	岡山県内 19 施設 ※詳細は保育未来課へお問合せください。	1 日 2,000 円 ～2500 円 (食事代含む。)
病後児保育	浅口市内に在住の保育所・こども園・幼稚園等に通園している生後 6 か月以上就学前の乳幼児	保護者が仕事などで集団保育が困難な病気の回復期の児童を一時的に保育する事業	敬親保育園	1 日 2,000 円 (給食・おやつあり)
一時預かり (一般型)	・聖華こども園 1 歳～就学前 ・寄島こども園 1 歳 6 か月～就学前	次のような場合に一時的(週 3 日以内、月 12 日以内)に児童を保育 ・育児が継続的に困難な場合 ・保護者の傷病、入院等で保育できない場合 ・私的な理由やその他の理由で保育できない場合	・聖華こども園 ・寄島こども園	園の定めによる
地域子育て支援 拠点事業	未就園児とその保護者	地域の子育て家庭に対する支援 (園庭開放、育児講座、育児相談、子育て支援活動を行う団体等との連携、その他)	・聖華こども園 「聖華マイトリースクエア」 ・つどいの広場 「のびっ子」	無料

記入例

ペンまたはボールペンで記入してください。
(※鉛筆や消せるボールペンでの記入は不可)
記入内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消・訂正してください。

申請児童		氏 名(フリガナ) アサクチ ジロウ 浅 口 次 郎		R6年 5 月 11 日生		☒ 男 ☐ 女	
保護者		氏 名(フリガナ) アサクチ タロウ 浅 口 太 郎		住 所 〒719-0252 浅口市鴨方町六条院中〇〇〇〇番地			
(連絡先)		※連絡が付きやすい順にご記入ください					
①		090-△△△△-□□□□					
認定者番号		※既					
保育の希望		☒ 有 ☐ 無 保護者の労働又は合(幼稚園等と併願の場合を除く。)					
児童の父母が単身赴任等で別居している場合でも、父母は必ず記入してください。また、住民票上の世帯に関わらず、<u>同居者全員</u>を記入してください。 家庭の状況は、入所(園)希望日時点の状況を記入してください。 例：4月1日入所(園)希望であれば、4月1日時点の状況(見込)を記入してください。 ※単身赴任等により、父又は母が児童と別居している場合は、備考欄へ別居先の住所を記入してください。							
①世帯	区分	(フリガナ)氏名	児童との続柄	生年月日	現在の年齢	職業又は学校名等	備考
児童の世帯員		アサクチ タロウ 浅口 太郎	父	S* *年 *月 *日	39	会社員	広島市中区●●
		アサクチ 良子 浅口 良子	母	H* *年 *月 *日	32	パート	
		アサクチ 花子 浅口 花子	姉	R* *年 *月 *日	5	□□こども園	
		アサクチ 次郎 浅口 次郎	本人	R* *年 *月 *日	0		
		アサクチ サチ子 浅口 幸子	祖母	S* *年 *月 *日			
生活保護の適用の有無		適用なし 適用あり(生活保護開始)					
		ひとり親家庭 ・ 在宅者 (左記以外)					
		利用施設(事業者)名					
		R7年 4 月 1 日 から		☒ 就学前まで ☐ 年 月 日まで(必要な期間を記入)			
		施設(事業者)名・希望理由					
第1希望		□□こども園		(希望理由)		姉が在園しているため	
第2希望		△△保育園		(希望理由)		通勤途中のため	
第3希望		〇〇こども園		(希望理由)		通勤途中のため	
第4希望		××こども園		(希望理由)		職場から近い	
第5希望		□〇保育園		(希望理由)		祖父母宅から近い	
第6希望		△□保育園		(希望理由)		通園可能範囲内のため	
・ 入所し通うことができる範囲でご記入ください。利用申込みが保育所等の受入れ可 ご記入いただいた範囲内で利用調整を行います。							

利用が決定した場合、必ず通
える施設のみを記入してく
ださい。必ずしも第6希望ま
で記入する必要はありません
が、記入いただいた希望園
のみと利用調整をします。第
7希望以降についても記入
したい方は、余白にご記入
ください。
申込後、利用希望施設の変
更を行う場合は、別途手続き
が必要です。

利用開始は、原則、各月の
1日となります。

③保育の利用を必要とする理由等

(裏面)

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	
	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・負傷・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動	
		☐ 就学・職業訓練 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他 ()	
		母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・負傷・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動
☐ 就学・職業訓練 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他 ()			
希望する利用時間	利用曜日 (○を付けてください) 月・火・水・木・金・土・日		利用時間 8時から 17時まで

希望する利用区分
☐保育短時間利用(1日最大8時間まで)
☒保育標準時間利用(1日最大11時間まで)

各施設の利用時間を確認し、選択してください。

※利用可能な時間帯を超えた場合、延長保育料が発生します。

「求職中」の方は「短時間利用」となります。

④申請児童の健康状況等

障害者手帳の有無	☒ 有 (☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 障害者手帳 ☐ 療育手帳)
アレルギー	無 ☒ 有 (☐ 卵 ☐ 牛乳 ☐ 小麦 ☒ その他 (ハウスダスト)
受診済みの健康診査	☒ 3か月 ☐ 1歳6か月 ☐ 3歳 ☐ その他 (歳 か月)
	健診での指導事項 ☐ 無 ☒ 有 (体重が少ない)
入院の有無	☐ 無 ☒ 有 (病名等: クルーズ症候群)
通院・通所等の有無	☒ 無 ☐ 有 (病名・診断名等:)
	通院・通所頻度 ()

申請児童の健康面や発達面で気になることや、園にあらかじめ知っておいて欲しいことがあれば、余白に記入してください。

⑤兄弟姉妹で2人以上の利用申込みをしている方

☒ ①全員が同じ月に利用できるのであれば、別々に申込みをします。
☐ ②全員が同じ月に、同じ保育所等を利用できない場合は、別々に申込みをします。
☐ ③1人だけ利用できる場合でも、利用を希望する。(下記ア～エを選択してください。)
ア 年長児が利用できる場合は、1人でも利用を希望 イ 年少の児童が利用できる場合は1人でも利用を希望 ウ 年少の児童が利用できる場合は、1人でも利用を希望 エ その他の希望 ()

きょうだいで申込みされる場合は、①～③のいずれかを必ず選択してください。

①の場合: きょうだいそれぞれの希望順位の高い施設が優先されます。

②の場合: 同時期に入所できなければ、きょうだいても利用できないため、保留(待機)となります。

③の場合: 入所できなかったきょうだいについて、入所できるまでの期間の保育について確認します。

の規定に基づき算定に必ず提示する施設・事業

3 教育・保育給付認定について、4月に利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、利用の可否のお知らせ等とあわせて教育・保育給付認定に係る通知を送付すること。

4 申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消す場合があること。
 以上のことに同意の上、申請します。

保護者氏名

浅口 太郎

*市記載欄		受付年月日	年 月 日
認定の可否	認定者番号	認定区分等	
可・否 (否とする理由)	年 月 日認定	□1号 □2号 □3号 (□標 □短)	
支給(利用)の可否	支給(利用)期間	利用施設(事業者)名	
可・否 (否とする理由)	年 月 日認定	自 年 月 日	
		至 年 月 日	

*施設記載欄(施設(事業者)を経由して市に提出する場合)		受付年月日	年 月 日
施設(事業者)名	(事業所番号:)		
利用契約(内定)の有無	有(契約・内定 (年 月 日契約(内定))) ・ 無		

記入例

【家庭状況申立書】

保護者 住所 浅口市鴨方町六条院中〇〇〇〇
 氏名 浅口 太郎
 電話 0865-44-〇〇〇〇

※該当する箇所に記入し、それぞれ必要な添付書類を提出してください。

	母の状況		父の状況		添付書類
被雇用者・自営業等・内職（内定者・育児休業取得中の者含む。）	☐ 正社員 ☒ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他（ ）		☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他（ ）		就労証明書 ただし、 自営業等の 場合、直近 の確定申告 書等の写し の添付が必要 また、内職 の場合は、 事業所に就 労証明書の 証明依頼が 必要
	就労先事業所名	▲▲会社	勤務先事業所名	□□会社	
	就労先住所等	浅口市鴨方町鴨方●●●●	就労先住所等	浅口市金光町占見●●●●	
	勤務(予定)時間	8 時 30 分 ～ 16 時 00 分 時 分 ～ 時 分 時 分 ～ 時 分	勤務(予定)時間	8 時 00 分 ～ 17 時 00 分 時 分 ～ 時 分 時 分 ～ 時 分	
	就労日数・時間 (休憩時間を含む)	1 週当たり 5 日 1 週当たり 37 時間 30 分	就労日数・時間 (休憩時間を含む)	1 週当たり 5 日 1 週当たり 45 時間 00 分	
	育児休業(予定)期間	R6 年 7 月 7 日～ R7 年 5 月 10 日	育児休業(予定)期間	年 月 日～ 年 月 日	
	短時間勤務 取得有無	取得予定: ☒ 有 ☐ 無 取得期間: R8 年 5 月 10 日まで 勤務時間: 9 時 00 分～16 時 00 分	短時間勤務 取得有無	取得予定: ☐ 有 ☐ 無 取得期間: 年 月 日まで 勤務時間: 時 分～ 時 分	
通勤時間	自宅→勤務地 片道 0 時間 10 分	通勤時間	自宅→勤務地 片道 0 時間 15 分		
求職中	内定の有無: ☐ 有 ☐ 無 内定の場合: 年 月 日から就労予定		内定の有無: ☐ 有 ☐ 無 内定の場合: 年 月 日から就労予定		求職活動申告書
疾病・障害	1. 入院中 2. 通院中(週 回・月 回) 3. 障害者手帳等の有無 ☐ 有 ☐ 無 4. 傷病名:		1. 入院中 2. 通院中(週 回・月 回) 3. 障害者手帳等の有無 ☐ 有 ☐ 無 4. 傷病名:		診断書又は 障害者手帳 等の写し
介護・看護	介護・看護を必要とする方	氏名() 児童との続柄()	介護・看護を必要とする方	氏名() 児童との続柄()	介護・看護 状況申告書 及び介護保 険被保険者 証の写し等
	介護・看護の状況	☐ 自宅介護・看護(週 回) ☐ 入院・通院付添(週 回) ☐ 施設通所付添(週 回)	介護・看護の状況	☐ 自宅介護・看護(週 回) ☐ 入院・通院付添(週 回) ☐ 施設通所付添(週 回)	
就学	1. 就学先() 2. 就学期間(年 月 日～ 年 月 日)		1. 就学先() 2. 就学期間(年 月 日～ 年 月 日)		就学申告書 及び在学証 明書、時間割
災害復旧	1・震災 2・風水害 3. 火事 4. その他()		1・震災 2・風水害 3. 火事 4. その他()		り災証明書
妊娠・出産	出産予定日: 年 月 日				母子手帳の写し
不存在	1. 離婚 2. 未婚 3. 別居 4. その他() 上記の事由発生日(年 月 日) ※ただし、別居は離婚調停又は裁判中に限る。		1. 離婚 2. 未婚 3. 別居 4. その他() 上記の事由発生日(年 月 日) ※ただし、別居は離婚調停又は裁判中に限る。		

※記載内容に相違ある場合は、利用承諾後でも取り消し又は退所していただくことがあります。

【祖父母の状況】

氏 名		祖父母が下記に該当する場合の記入方法は、下記のとおりです。				
父 方	(祖父) 亡	・ お亡くなりの場合…亡 ・ 離婚等でいない場合…所在不明				
	(祖母) 浅口 幸子	S**,**,**	69	☒ 同居 ☐ 別居 ☐ 隣接敷地		☐ 就労中 ☒ 無職 ☐ 疾病 (勤務先) (傷病名)
母 方	(祖父) 金光 一夫	S**,**,**	61	☐ 同居 ☒ 別居 ☐ 隣接敷地	△市●区◇1-2-3	☒ 就労中 ☐ 無職 ☐ 疾病 (勤務先) △△会社 (傷病名)
	(祖母) 金光 三子	S**,**,**	59	☐ 同居 ☒ 別居 ☐ 隣接敷地	同上	☐ 就労中 ☒ 無職 ☐ 疾病 (勤務先) (傷病名)

【保護者と生計を一にしている子の状況】（保育料等算定用）

保育料等を減額する算定資料となります。利用児童も含め、保護者と生計を一にしている子を生年月日の順に記入してください。なお、入園児童の兄弟・弟妹が別居の場合は、住所を記載してください。（大学や就職等により兄弟が児童と別居の場合も記入してください。）記入がない場合、保育料等の減額ができない場合があります。

※保護者または養育する子の状況により、別途証明書類等の提出を求める場合があります。

氏 名	生年月日	施設名・学校名等	備 考 (別居の場合は、下段へ住所を記入)
(ふりがな) あさくち ごろう	H**年**月**日	●●大学	同居 別居
浅口 吾郎			(〇〇市△△区□□1-2)
(ふりがな) あさくち はなこ	R**年**月**日	□□こども園	同居 別居
浅口 花子			()
(ふりがな) あさくち じろう	R**年**月**日		同居 別居
浅口 次郎			()
(ふりがな)	年 月 日		同居・別居
			()
(ふりがな)	年 月 日		同居・別居
			()
(ふりがな)	年 月 日		同居・別居
			()

教育・保育給付認定申請書等の「保護者」欄に記載した保護者を記入してください。

窓口来庁者と申請者が同一でない場合、申請者からの委任状及び申請者のマイナンバーが確認できる書類が必要です。

マイナンバー) 申告書

記入例

令和6年11月5日

保護者氏名
(申請者)

浅口 太郎

支給認定(現況)申請書兼利用申込書等の「保護者」欄に記載した保護者を記入してください。

氏名	児童との続柄	生年月日	個人番号(マイナンバー)
あさくち たらう	・父 ・母 ・その他 ()	S**年**月**日	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
浅口 太郎			
あさくち よしこ	・父 ・母 ・その他 ()	S**年**月**日	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
浅口 良子			

■ 申込児童

氏名	生年月日	個人番号(マイナンバー)
あさくち はなこ	R**年**月**日	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
浅口 花子		
あさくち じろう	R**年**月**日	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
浅口 次郎		
	年 月 日	

■ その他世帯員 ※その他の世帯員全員(支給認定申請書に記載された方全員)について記入してください。

氏名	児童との続柄	生年月日	個人番号(マイナンバー)
あさくち さちこ	祖母	S**年**月**日	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
浅口 幸子			
あさくち ごろう	兄	H**年**月**日	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8
浅口 吾郎			
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

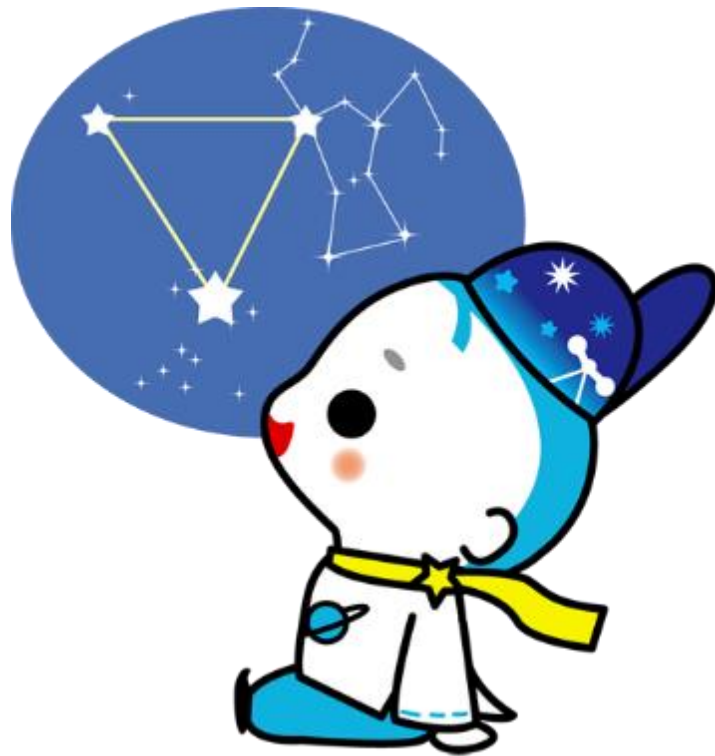
別居している生計を一にする子どもがいる場合は、その子どもの個人番号も記載してください。

■ 保護者の代理人(配偶者等)が、窓口提出する場合

当申告書の「保護者氏名(申請者)」欄に記載した保護者以外の方(配偶者、祖父母等)が代理人として申請する場合は、下記委任状に必要事項を記入・押印してください。

委任状		年 月 日
【代理人】	住 所	
※窓口に来られる方	氏 名	
	生年月日	
上記の者を代理人として定め、支給認定の申請(変更申請)、申請内容の変更の届出、支給認定証の再交付申請及び個人番号(マイナンバー)の申告の権限を委任します。		
【保護者】	住 所	
※当申告書の「保護者氏名(申請者)」欄に記載した保護者	氏 名	
	生年月日	

・ ・ ・ ヌ毛欄 ・ ・ ・



<問い合わせ先>

- 保育所・こども園等の利用申込み、保育料に関すること

→教育委員会事務局保育未来課

(0865)44-7011

午前8時30分から午後5時15分まで

(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

- 保育内容、保育所・こども園等の見学や園庭開放などに関すること

→各保育所・こども園等